

# 小野町

## 第3期子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月

小 野 町



ONOMACHI

# 目次

## 第3期子ども・子育て支援事業計画 【令和7年度～令和11年度】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
4 策定体制.....	3
5 国動向（子ども・子育て支援法等の一部改正について）.....	4
第2章 町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	8
1 子ども・子育てに関わる概況.....	8
2 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要.....	16
3 調査結果の概要.....	17
4 子ども・子育てをめぐる現状と課題.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30
3 施策体系.....	31
第4章 施策の展開.....	32
【基本目標1 あんしん 快適に子どもを産み育てられるまちづくり】.....	32
1 母と子の健康づくりの推進（母子保健事業）.....	32
【基本目標2 すこやか 子どもの成長を支えるまちづくり】.....	35
1 幼児期の教育・保育等の充実.....	35
2 子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージ）.....	37
3 経済的な支援等の充実.....	39
4 支援が必要な児童への支援.....	41
5 結婚・その他の支援.....	43
【基本目標3 つながり みんなで子育てを支えるまちづくり】.....	44
1 子どもの安全を確保.....	44
2 児童虐待防止対策の推進.....	45
3 仕事と子育ての調和がとれた子育て支援.....	45

第5章 量の見込みと確保方策.....	46
1 教育・保育提供区域.....	46
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	46
3 地域子ども・子育て支援事業.....	48
第6章 計画の推進.....	57
1 計画の推進.....	57
2 計画の進行管理.....	57
資料編.....	58

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

全国的に少子化は急速に進行しており、本町の令和6年3月31日現在の住民基本台帳における総人口は9,010人となっており、そのうち0～17歳の児童人口は1,025人で、令和2年の児童人口(1,301人)から276人の減少となっています。

一方、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の創設を受けて、本町では「小野町総合計画」を最上位計画とする「小野町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

その後も、国において、待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」や幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」の推進、「新・放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実、子どもの貧困対策など、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきたところです。

しかしながら、近年では、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、大きく日々変化し続けています。核家族化の進展や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

このような状況の中、国では、令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。また、令和5年12月には「こども大綱」、「こども未来戦略」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えや取組が示されました。

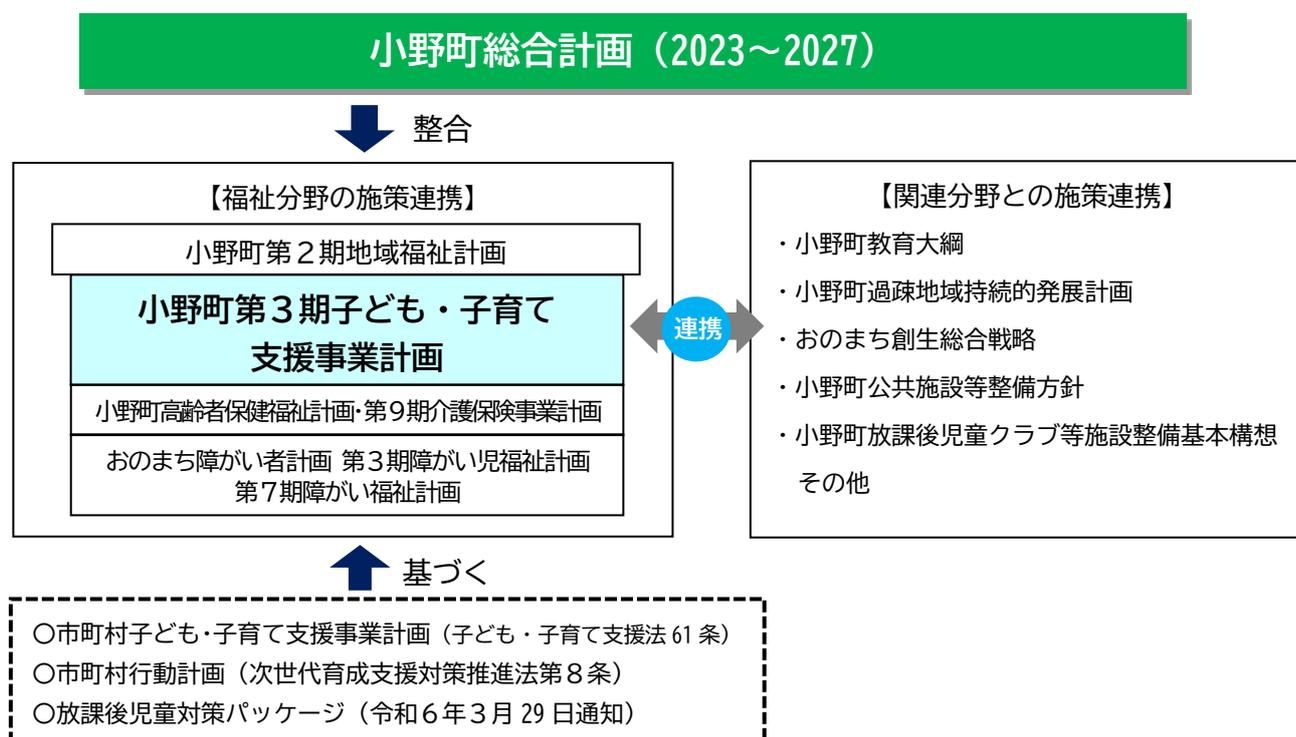
令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本町では、「小野町第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間(令和2年度～令和6年度)の終了を迎えるにあたり、国の制度や子育て世代等のニーズ調査の結果、町子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、「小野町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」であるとともに、国の令和 6 年 3 月 29 日通知に基づく「放課後児童対策パッケージ」を、一体的に策定したものとなっています。

また、本町の最上位計画である「小野町総合計画（2023～2027）」をはじめ、「小野町第 2 期地域福祉計画」や「おのまち障がい者計画・第 3 期障がい児福祉計画・第 7 期障がい福祉計画」等の福祉分野のほか、「小野町教育大綱」や「おのまち創生総合戦略」等の関連する計画との連携・整合性を図り策定しています。



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。ただし、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
<b>小野町第 2 期 子ども・子育て支援事業計画</b>					<b>小野町第 3 期 子ども・子育て支援事業計画</b>				
					<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: flex-end;"> <div style="background-color: #00bcd4; color: white; padding: 5px 10px; border-radius: 5px;">必要により適宜見直し</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">→</div> <div style="background-color: #00bcd4; color: white; padding: 5px 10px; border-radius: 5px;">見直し</div> </div>				
<p>※こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」については、次年度以降の一体的策定に向け検討</p>									

## 4 策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「子ども・子育て会議」により、計画の内容等を審議しました。

#### 【審議内容等】

令和6年

6月25日 第1回会議 策定スケジュール、ニーズ調査内容

12月18日 第2回会議 ニーズ調査結果、計画（素案）

令和7年

2月27日 第3回会議 計画（案）

### (2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て家庭の生活実態、要望・意見などを把握することを目的とした、ニーズ調査を令和6年7月に実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和7年1月14日から2月10日の期間で、「小野町第3期子ども・子育て支援事業計画(案)」の意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

## 5 国動向（子ども・子育て支援法等の一部改正について）

子ども・子育て支援法等の一部改正により、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て家庭を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされています。

また、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるために、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるために子ども・子育て支援金制度が創設されました。

### ◇ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

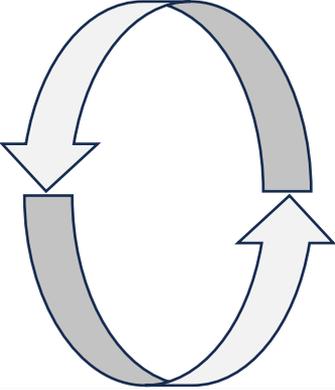
#### （1）児童手当の抜本的拡充

対象法令	変更点
児童手当法	① 所得制限の撤廃。 ② 支給対象年齢が中学生から高校生年代（18歳年度末）までに延長。 ③ 第3子以降の支給額を月額1万5千円から月額3万円に増額。 ④ 第3子の算定に含める子の年齢を22歳年度末までに延長。 ⑤ 支給月を年3回から年6回に変更。

区分	改正前（令和6年9月まで）	改正後（令和6年10月以降）	
支給対象	15歳到達後の最初の年度末まで （中学生まで）	18歳到達後の最初の年度末まで （高校生年代まで）	
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり 所得が一定以上の場合、「特例給付 （一律5,000円）」または「不支給」	所得制限なし	
手 当 月 額	3歳未満	一律15,000円	15,000円 （第3子以降 30,000円）
	3歳～ 小学校修了	10,000円 （第3子以降 15,000円）	10,000円 （第3子以降 30,000円）
	中学生	一律10,000円	10,000円 （第3子以降 30,000円）
	高校生年代	なし	10,000円 （第3子以降 30,000円）
第3子カウント対象 （算定児童の年齢）	18歳到達後（高校生年代）の最初の 年度末まで	22歳到達後（大学生年代）の最初の 年度末まで	
支給回数	年3回 （2月、6月、10月）	年6回 （2月、4月、6月、8月、10月、12月）	

## (2) 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の創設

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法・児童福祉法	<p>① 令和4年度第2次補正予算から開始した「出産・子育て応援交付金」及び「伴走型相談支援」を、新たな給付事業「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」として制度化。</p> <p>② 給付を行う際に、相談支援による援助その他の支援等を効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を実施。</p>

妊婦のための支援給付金事業 (子ども・子育て支援法)		妊婦等包括相談支援事業 (児童福祉法)
<p>○市町村は、妊婦であることの認定後に5万円を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に妊娠している子どもの人数×5万円を支給(流産・死産等も含む)。</p> <p>※令和6年度まで「出産・子育て応援交付金」として実施していた事業。</p>		<p>○妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業として創設。</p> <p>※令和6年度まで「伴走型相談支援」として実施していた事業。</p>
<p>○子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として子ども・子育て支援納付金を位置づけ。</p>		<p>○母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づけ。</p>
<b>妊娠時から出産・子育てまで一貫した経済的支援と相談支援</b>		
<b>支援給付</b>		<b>面談による相談支援</b>
給付申請 (妊娠届出時)	妊娠期 (妊娠 8~10 週前後)	面談
	妊娠期 (妊娠 32~34 週前後)	アンケートを実施し、 希望者などに面談
給付申請 (出生届出・乳児家庭全戸訪問時等)	出産・産後	面談
	子育て期	継続的な情報発信 希望に応じた相談対応



**【実施主体】市町村(こども家庭センター)**  
 (NPO 等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

## ◇全ての子ども・子育て家庭を対象とする支援の拡充

### (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法・児童福祉法・社会福祉法等	① 保育所等に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設。 ② 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていない子ども <sup>※1</sup> とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用可能。

※1:0歳6か月までは伴走型相談支援事業等があり、また、0歳6か月以前から事業の対象とするということは子どもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があることから、基本的には0歳6か月から満3歳未満を想定。

### (2) 産後ケア事業の提供体制の整備

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法	① 産後ケア事業 <sup>※2</sup> について母子保健法から子ども・子育て支援法への位置付けと変更になり、これによって国・都道府県・市町村の役割が明確化され、計画的な提供体制の整備を推進。

※2:出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業。

### (3) 教育・保育を提供する施設の経営情報の見える化及び保育の質の向上

対象法令	変更点
子ども・子育て支援法	① 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者に、教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告することを求めることとし、都道府県知事には、上記の設置者から報告された経営情報を公表することを求める。 →職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要情報を個別施設・事業者単位で公表。経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める。 ② 事業主拠出金を0～2歳児の保育の運営費に充当できる上限割合の引上げ（1/5→11/50）を実施。 ③ 保育の質の向上を目的とし、保育士の配置基準が見直し。 →令和6年度から保育士の配置基準を4・5歳児は「1人あたり30人」から「25人」、3歳児は「1人あたり20人」から「15人」に改善。1歳児は「1人あたり6人」から「5人」へ令和7年度以降、加速化プラン期間中の早期に実施。

### (4) ヤングケアラーに対する支援の強化

対象法令	変更点
子ども・若者育成支援推進法	① ヤングケアラー <sup>※3</sup> に対する支援の強化として、ヤングケアラーが支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記。

※3:家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

## ◇共働き・子育ての推進

### (1) 出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設

対象法令	変更点
雇用保険法等	<p>① 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合には、被保険者の休業期間について、28日間を限度に、休業開始前賃金の13%相当額を支給する出生後休業支援給付の創設。 →本給付の条件を満たせば、従来の育児休業給付の賃金67%に加えて、賃金の13%が追加され、最大28日間で給付率80%となり手取り額が約10割となる。</p> <p>② 2歳未満の育児時に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設。 →時短勤務中の各月に支払われた賃金の1割を支給する制度で、短時間勤務中の収入減が緩和されることから、子育て中の従業員が短時間勤務を選びやすくなり、柔軟な働き方が可能。</p>

### (2) 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の創設

対象法令	変更点
国民年金法	<p>① 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設。 →現在、自営業者やフリーランス等が加入する国民年金には、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の産前産後期間において、女性のみ保険料免除の申請が可能。安心して子育てができるよう、子どもが1歳になるまでは国民年金第1号被保険者の父母の保険料が免除され、育児休業給付を受けられない層にも手厚い支援を提供し、多様な働き方と子育ての両立支援を推進。</p>

## 第2章 町の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 子ども・子育てに関わる概況

#### (1) 町の人口の動向

##### ① 3階級人口の推移

令和6年3月31日現在の町の人口は9,010人であり、令和2年の9,922人から912人・9.2%の減少となっています。特に、年少人口（0～14歳）は令和2年1,022人から令和6年の784人へと238人・23.3%の大幅な減少となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）も5,493人から4,737人へと756人・13.8%の減少となっており、20～30歳代の子育て世代の町外転出による子どもの減少が深刻な問題となっています。

#### ◇年齢3階級人口の推移

単位：人、%

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳年少人口	1,022	965	907	850	784
15～64歳生産年齢人口	5,493	5,318	5,028	4,879	4,737
65歳以上老年人口	3,407	3,440	3,492	3,479	3,489
合計	9,922	9,723	9,427	9,208	9,010
人口増減数	△196	△199	△296	△219	△198
対前年比	98.1	98.0	97.0	97.7	97.8

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

##### ② 子ども人口等の推移

就学前児童及び小学生の人口は、総人口の割合からみても減少傾向にあり、令和2年の7.9%から令和6年には6.3%と、1.6ポイントの減少となっています。

#### ◇就学前及び小学生人口の推移

単位：人、%

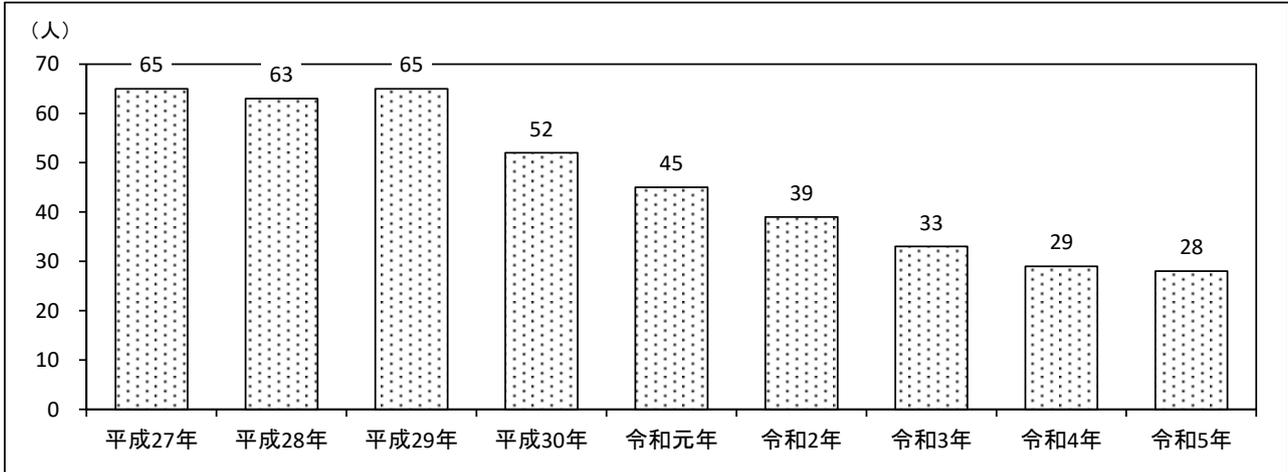
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前(0～5歳)	324	292	264	229	201
小学生(6～11歳)	458	428	407	390	363
合計	782	720	671	619	564
対前年比	94.3	92.1	93.2	92.3	91.1
総人口割合	7.9	7.4	7.1	6.7	6.3

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

### ③出生数の推移

近年の出生数をみると、平成29年までは60人以上で推移していましたが、平成30年以降は年々減少し、令和4年は29人、令和5年には28人と、平成29年以前の半数未満となっています。

#### ◇出生数の推移



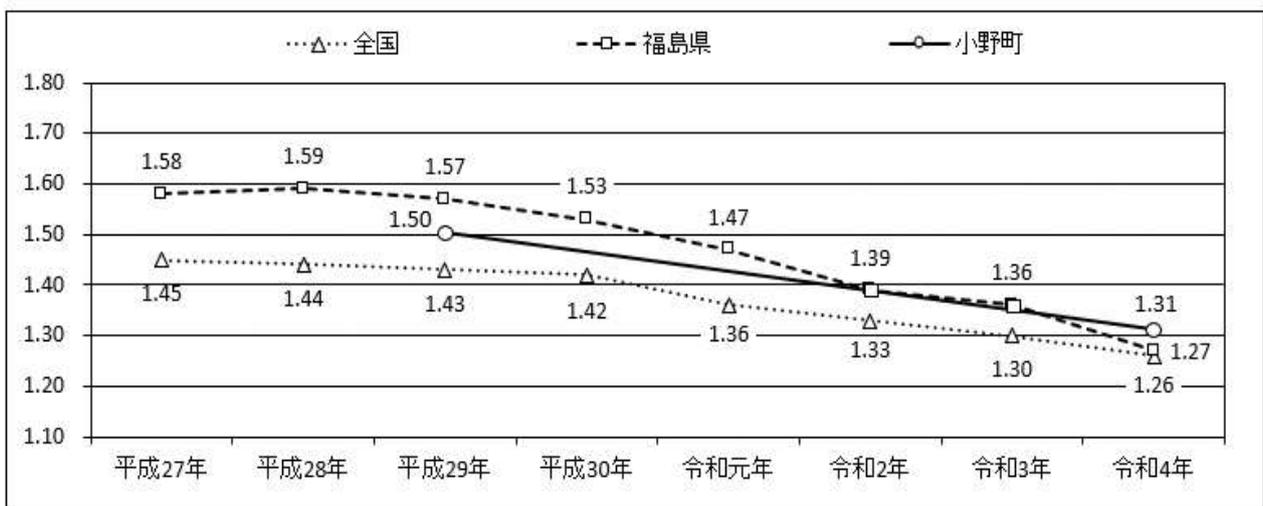
資料：福島県現住人口調査年報

### ④合計特殊出生率の推移

福島県の合計特殊出生率は国の平均値を上回っていますが、国・県ともに近年は減少傾向にあり、令和4年は国が1.26、福島県が1.27とその差はわずかとなっており、令和5年については、国は1.20とさらに低下する結果となっています。

平成30年から令和4年の5年間の本町の合計特殊出生率は1.31で、平成25年から平成29年の5年間で1.50であったことから、依然として減少傾向となっています。

#### ◇合計特殊出生率の推移



注：合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生む子どもの数（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

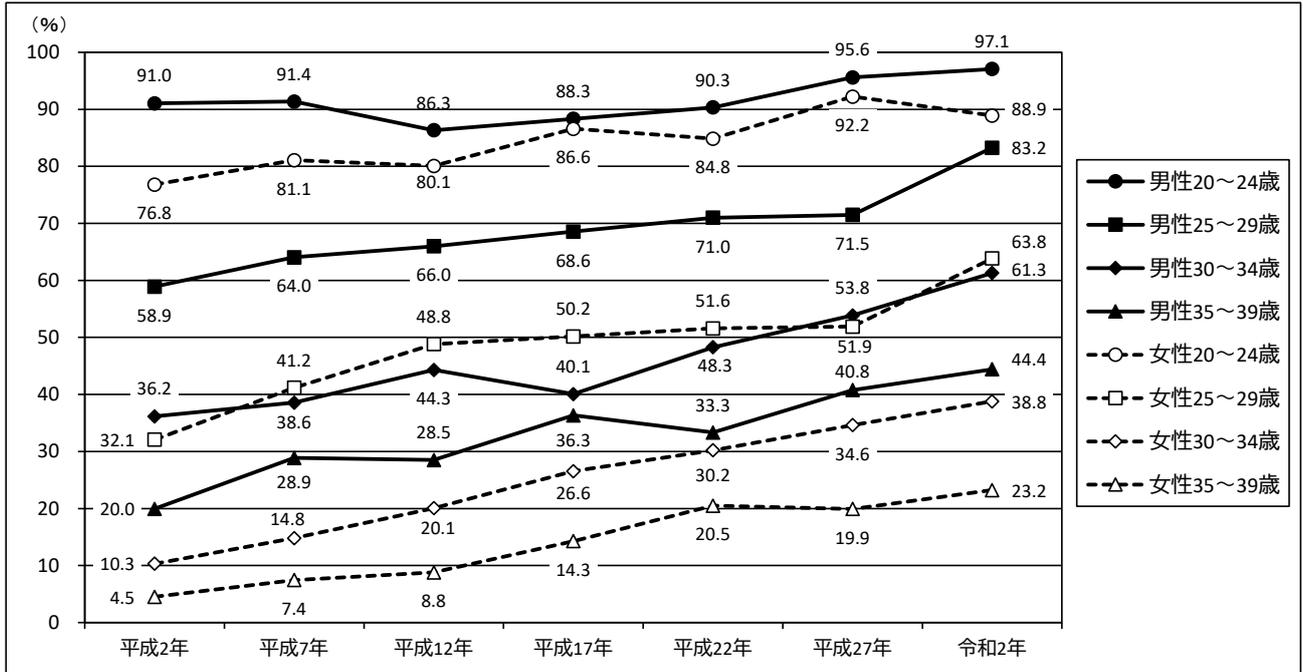
資料：福島県人口動態の概況

## ⑤未婚率の推移

本町の令和2年の未婚率は、「20～24歳」は男性97.1%、女性88.9%、「25～29歳」は男性83.2%、女性63.8%、「30～34歳」は38.8%、「35～39歳」は23.2%となっています。

近年は男女ともに各年代で上昇傾向にあり、平成2年からの30年間で、女性の「25～29歳」は32.1%から63.8%と31.7ポイントも上昇となるなど、晩婚化の進行を読み取ることができます。

### ◇未婚率の推移



資料：国勢調査

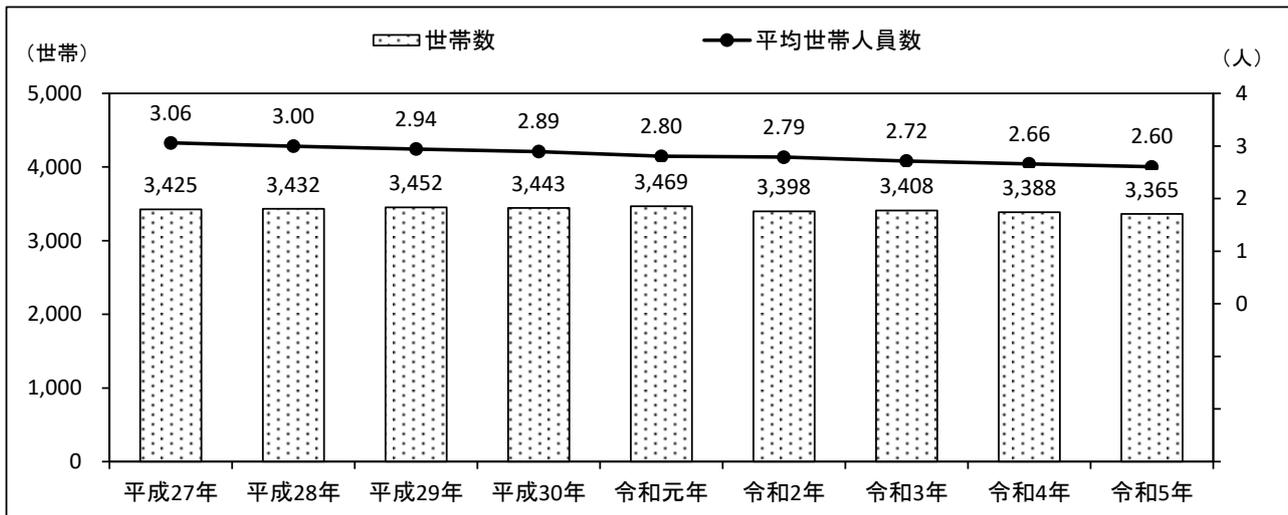
## (2) 世帯の動向

### ①世帯数の推移

本町の総世帯数は、令和5年に3,365世帯（福島県現住人口調査）となっており、多少の増減はあるもののおおむね横ばいで推移しています。

1世帯あたりの人員は、令和5年に2.60人となっており、減少傾向が続いています。

#### ◇世帯数と平均世帯人員の推移

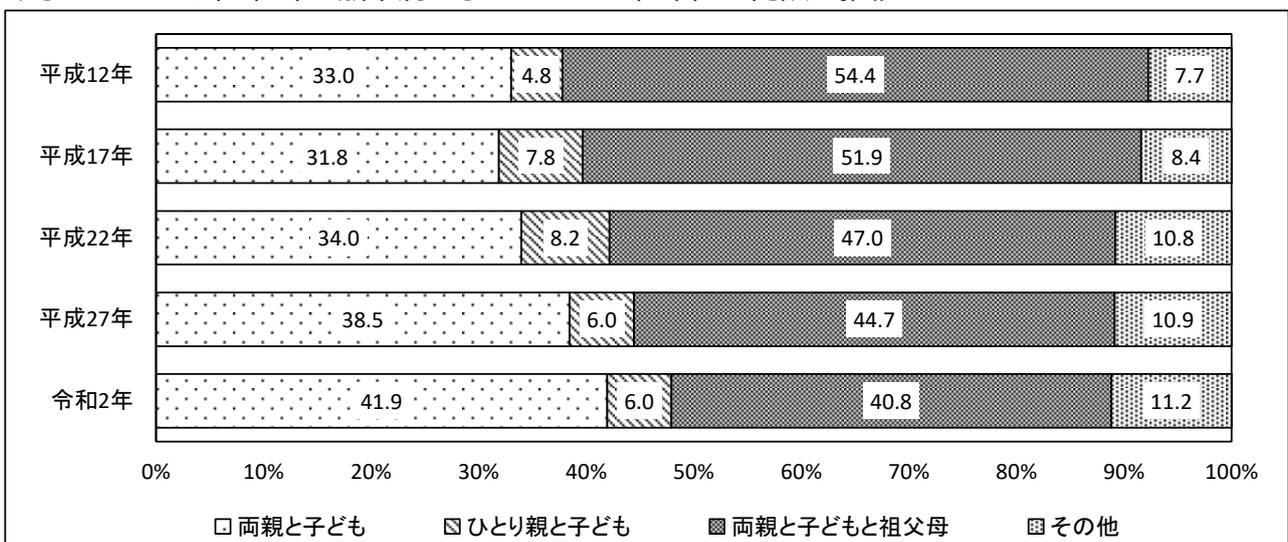


資料：福島県現住人口調査年報（各年10月1日現在）

### ②子どものいる世帯数の推移

令和2年の国勢調査による子どものいる世帯は671世帯であり、総世帯数（3,398世帯）の19.7%となっています。子どものいる世帯の内訳は、「両親と子ども」が41.9%と増加傾向にあり、一方、3世代世帯である「両親と子どもと祖父母」は40.8%と減少傾向が続いています。「ひとり親と子ども」は6.0%となっています。

#### ◇子どものいる世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の内訳と推移



注：両親と子どもと祖父母は、「夫婦と子どもと両親」「夫婦と子どもとひとり親」「夫婦と子どもと親とその他親族」の合計

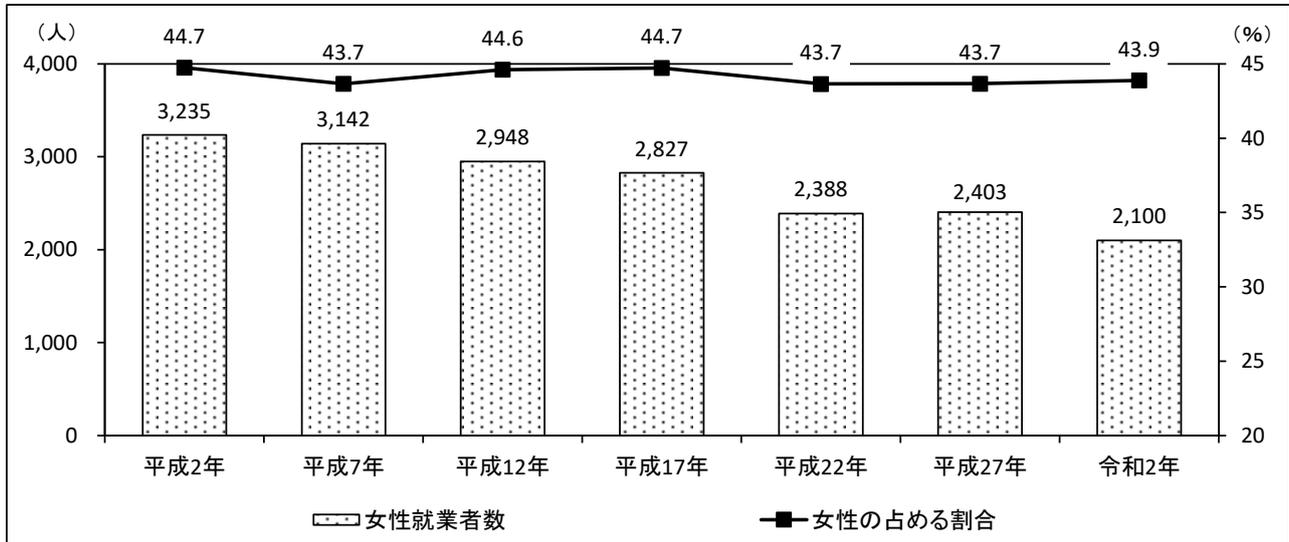
資料：国勢調査

### (3) 就労の状況

#### ①女性の就業

女性の就業者は平成27年には増加に転じましたが、令和2年は2,100人となり、5年間で303人の減少となっています。令和2年の就業者の女性割合は43.9%となっています。

◇女性就業者と就業者における女性の占める割合の推移

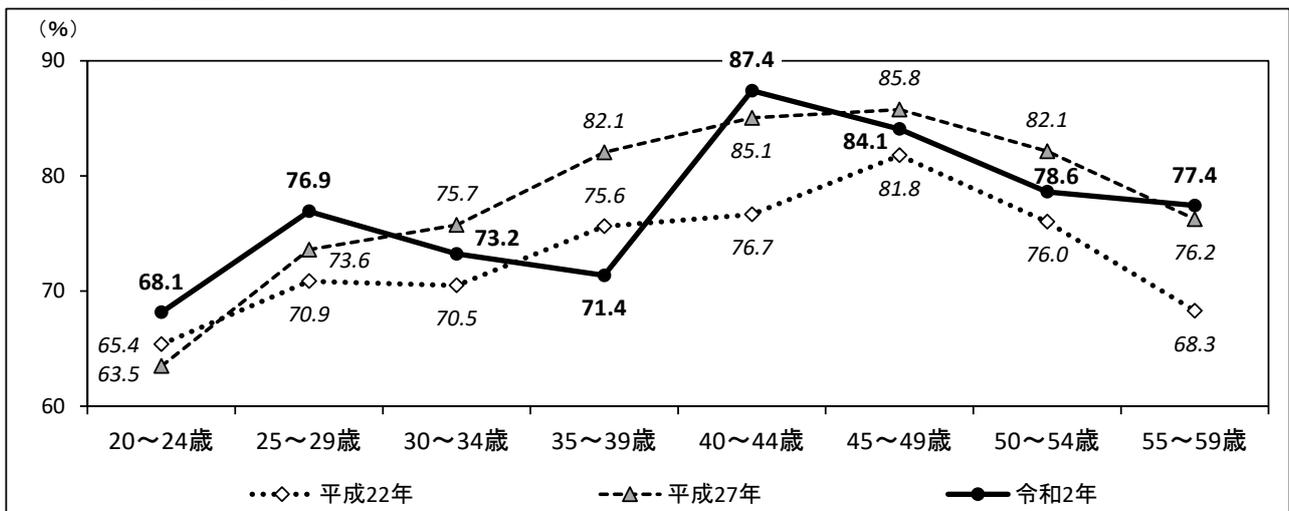


資料：国勢調査

#### ②女性の年齢別就業

女性の年齢別就業率について、国勢調査結果により平成22年以降の動向をみると、令和2年は30歳代の就業率が低下し、「いわゆるM字カーブ」（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた年代に再び上昇するという動き）の傾向が顕著となっています。

◇女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

#### (4) 総人口及び乳幼児から小学生までの推移

◇子どもの人口の今後の見通し

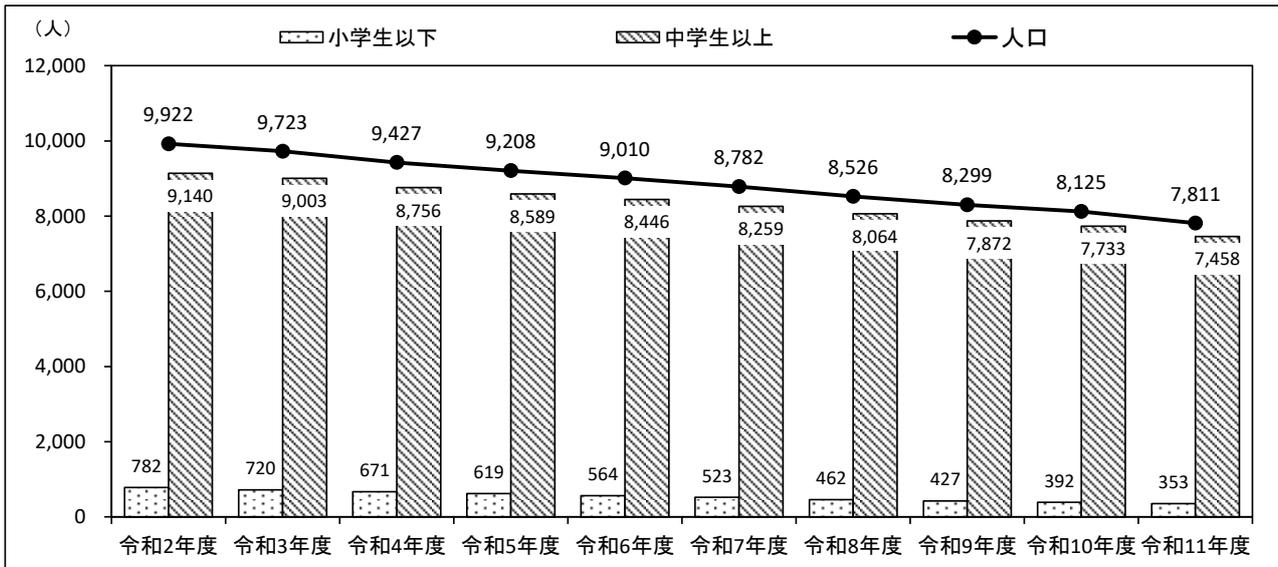
単位：人、%

区分	実数					見通し					増減率 R6・R11
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	
総人口	9,922	9,723	9,427	9,208	9,010	8,782	8,526	8,299	8,125	7,811	86.7
就学前児童 人口	324	292	264	229	201	186	174	163	150	148	73.6
0～2歳	148	116	108	100	91	82	82	81	77	75	82.4
3～5歳	176	176	156	129	110	104	92	82	73	73	66.4
就学前児童 比率	3.3	3.0	2.8	2.5	2.2	2.1	2.0	2.0	1.8	1.9	-
0～2歳 比率	1.5	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	-
3～5歳 比率	1.8	1.8	1.7	1.4	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	-
小学生	458	428	407	390	363	337	288	264	242	205	56.5
1～3年生	224	205	193	170	165	149	124	105	99	87	52.7
4～6年生	234	223	214	220	198	188	164	159	143	118	59.6
小学生比率	4.6	4.4	4.3	4.2	4.0	3.8	3.4	3.2	3.0	2.6	-
1～3年生 比率	2.3	2.1	2.0	1.8	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2	1.1	-
4～6年生 比率	2.4	2.3	2.3	2.4	2.2	2.1	1.9	1.9	1.8	1.5	-

資料：実数=住民基本台帳（各年3月31日）、見通し=コーホート変化率法※による推計値（各年4月1日）

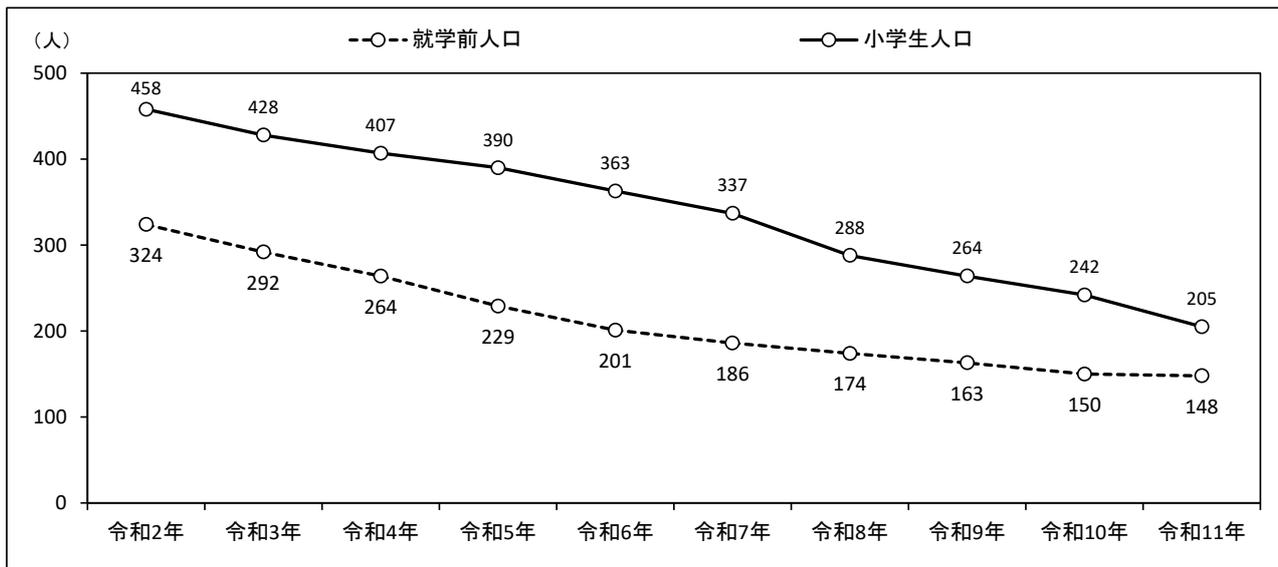
※コーホート変化率法：「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人の集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

◇町全体と小学生までの人口の見通し



資料：R2～R6=住民基本台帳（各年3月31日）、R7以降=コーホート変化率法による推計値（各年4月1日）

◇就学前児童と小学生の人口の見通し



資料：R2～R6=住民基本台帳（各年3月31日）、R7以降=コーホート変化率法による推計値（各年4月1日）

## (5) 教育・保育施設等の状況

### ①教育・保育施設

令和3年度までは、本町内に公立保育園が3園、公立幼稚園が1園ありましたが、令和4年4月1日に公私連携施設「おのまち認定こども園」が開園し、公立保育園・幼稚園は閉園となりました。その他の教育・保育施設としては、私立の認可外保育園が1園あります。

#### ◇教育・保育施設利用者数

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	24	14	25	21	23
2号認定	99	111	96	80	65
3号認定(1・2歳)	43	38	35	41	42
3号認定(0歳)	8	8	19	11	15
合 計	174	171	175	153	145

資料：小野町

### ②児童館／放課後児童クラブ

小野わかば幼稚園・中央さくら保育園の跡地に、令和7年度の開館に向け「小野町児童館」の整備を進めています。これまで勤労青少年ホームの2階で行っていた放課後児童クラブの運営も同施設において実施していく予定です。このほか、民間の放課後児童クラブ「あおぞら保育園学童部太陽組」があります。

#### ◇放課後児童クラブ利用者数（実利用人数）

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
低学年	77	66	69	63	79
高学年	24	19	30	43	45
合 計	101	85	99	106	124

資料：小野町

### ③公園

本町内には、子どもの利用に適した、タイプの異なる公園が整備されています。安全な利用を図るため、適正な維持管理に努めています。

#### ◇主な公園一覧

区 分	住 所	備 考
中央児童公園	小野新町字中通 150-2	
万景公園	小野新町字万景上 48	
小野運動公園	小野新町字美売 地内	
緑とのふれあいの森公園	小戸神字宮ノ前 397-2	
その他		荒町河川公園

資料：小野町

## 2 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

### (1) 調査の目的

本町における子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や、子どもとその保護者が置かれている環境等を把握した上で適切な計画を策定するため、ニーズ調査を実施しました。

### (2) 調査期間

令和6年7月3日～7月22日

### (3) 調査対象及び調査方法

ア 町内に居住する就学前児童が含まれる世帯の保護者 : 211世帯

イ 町内に居住する小学生が含まれる世帯の保護者 : 372世帯

※就学前：郵送配布・郵送回収、小学生：学校配布・学校回収

### (4) 調査内容

項目	就学前	小学生
家族の状況について	○	○
育ちをめぐる環境について	○	○
保護者の就労状況について	○	○
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	○	
地域子育て支援事業の利用状況について	○	
土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の「定期的」な利用希望について	○	
病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ）について	○	
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について	○	
小学校就学後の放課後の過ごし方について	○	○
子どもの居場所づくり事業について		○
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	○	
小野町の子育て環境や子育て支援施策全般について	○	○

### (5) 回答結果

種類	対象者数	回収数	白紙回答	有効回収数	有効回収率
就学前児童	211票	114票	0票	114票	54.0%
小学生	372票	317票	0票	317票	85.2%

注：有効回収数=白紙回答を除いた数

### 3 調査結果の概要

#### (1) 家族類型

「家族類型」は、就学前児童の保護者の就労について、国の手引きに基づき算出したものです。現在の家庭類型は「タイプB」のフルタイムの共働き家庭が59.7%で最も多く、次いで「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）の共働き家庭が16.7%となっており、約8割が長時間の共働き家庭となっています。

母親の就労希望を反映した潜在的な家庭類型をみると「タイプB」（フルタイムの共働き家庭）のみが増加（62.5%）する結果となっています。

第2期計画策定時と比較すると、「タイプB」のフルタイムの共働き家庭が43.8%（第2期）から59.7%に15.9ポイント増加し、一方、「タイプC」のフルタイムとパートタイム（長時間）が26.8%（第2期）から16.7%に10.1ポイント減少しているのが顕著な結果となっています。

主として母親において、パートタイムから正社員としての働き方へ移行していることがより鮮明な結果として表れているものと思われます。

#### ◇家族類型

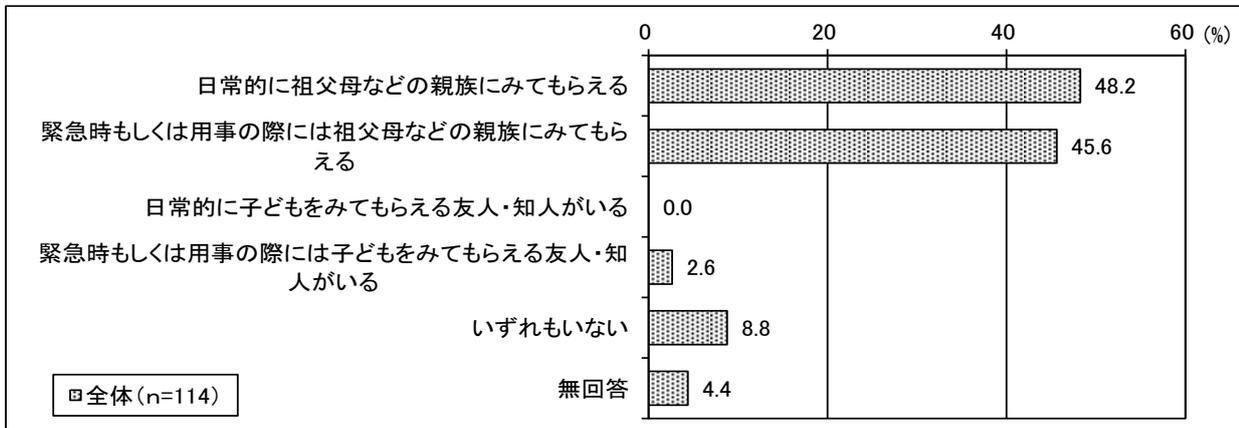
単位：人、%

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	6	8.3 (7.2)	6	8.3 (7.2)
タイプB フルタイム×フルタイム	43	59.7 (43.8)	45	62.5 (48.0)
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	12	16.7 (26.8)	11	15.3 (27.3)
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	2	2.8 (2.6)	2	2.8 (4.1)
タイプD 専業主婦(夫)	9	12.5 (19.6)	8	11.1 (13.4)
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0.0 (0.0)	0	0.0 (0.0)
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0 (0.0)	0	0.0 (0.0)
タイプF 無業×無業	0	0.0 (0.0)	0	0.0 (0.0)
全体	72	100.0	72	100.0

※割合の下段、( )内数値は第2期計画策定時の調査結果

## (2) 日ごろ子どもをみてもらえる人

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が48.2%と最も高く、以下、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が45.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が2.6%となっており、「いずれもない」は8.8%となっています。

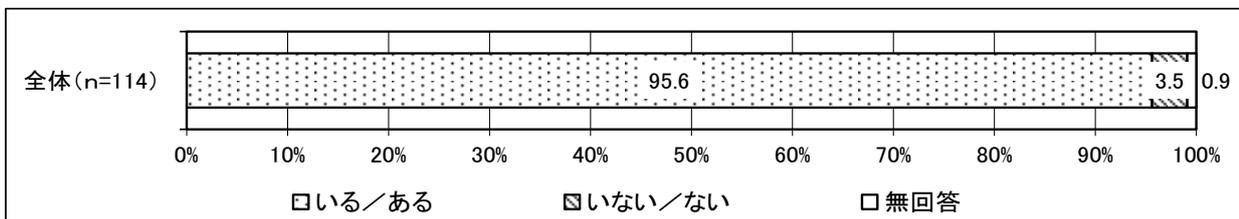


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

## (3) 子育てに関する相談

### ① 子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）

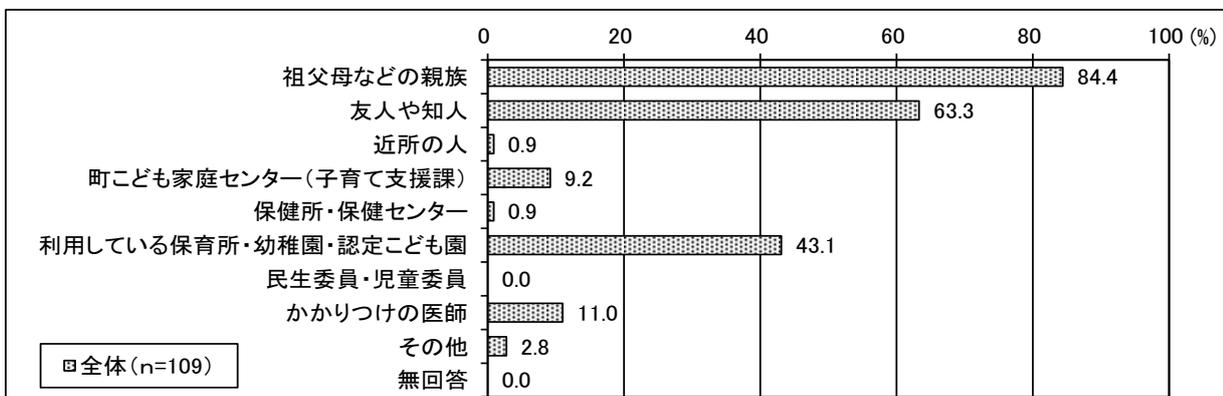
気軽に相談できる人や相談できる場所があるかについては、「いる／ある」が95.6%と多数を占め、「いない／ない」が3.5%となっています。



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

### ② 気軽に相談できる先

気軽に相談できる先は、「祖父母などの親族」が84.4%と最も高く、「友人や知人」(63.3%)、「利用している保育所・幼稚園・認定こども園」(43.1%)が上位となっています。

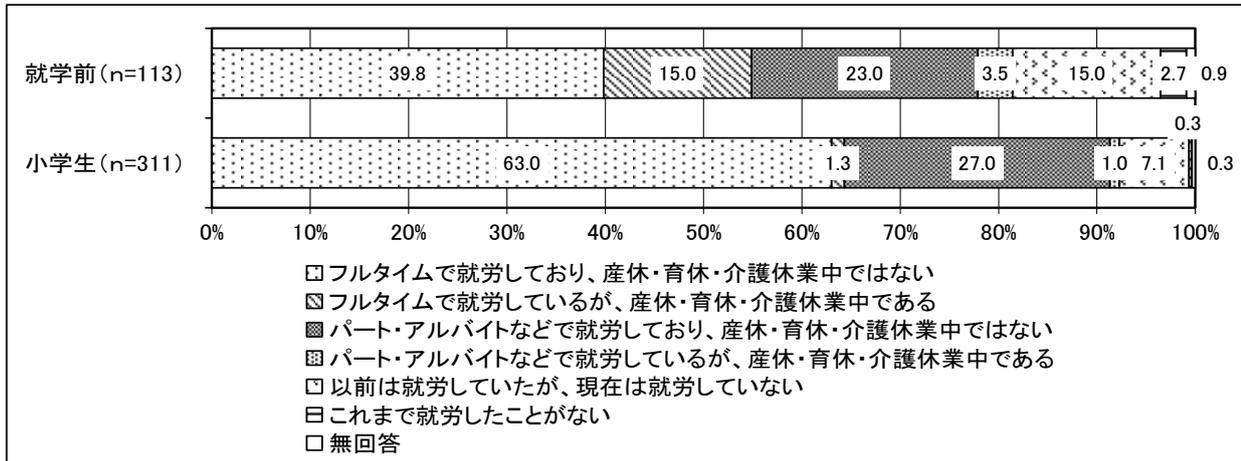


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

#### (4) 母親の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイム就労（就労中・休業中）」及び「パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中）」を合わせた『就労している』は、就学前児童では81.3%、小学生では92.3%となっています。

第2期計画策定時と比較すると、就学前では「フルタイム」が50.5%（44.8%+5.7%）から54.8%（39.8%+15.0%）に増え、特に「産休中等」が9.3ポイント増と大きく増加しています。



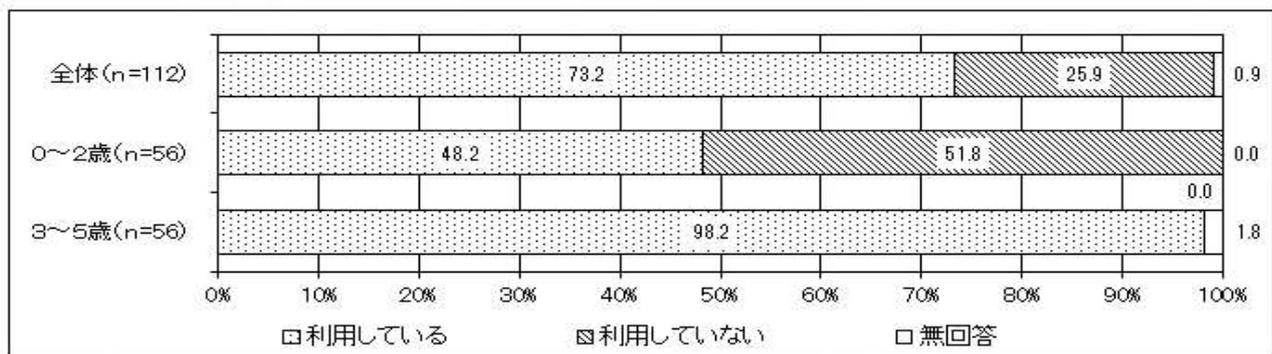
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者、小学生の保護者)

#### (5) 定期的な教育・保育事業の利用状況

##### ①平日の定期的な教育・保育事業利用の有無

現在、平日の認定こども園などの定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」が73.2%と多数を占め、「利用していない」は25.9%となっています。

年齢別にみると、「利用している」は0～2歳では48.2%であるのに対し、3～5歳では98.2%と多数を占めています（無回答が1人・1.8%）。

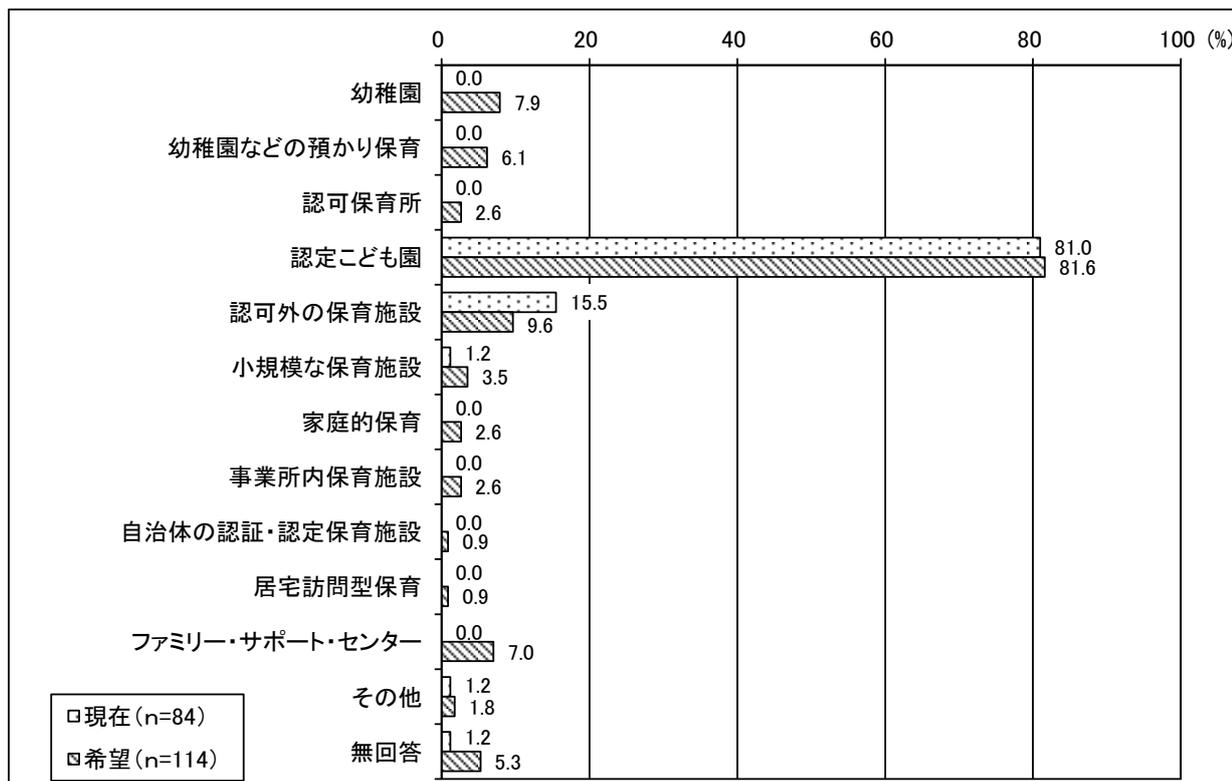


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

## ②平日の利用状況と利用希望

平日に利用している教育・保育事業の種類は、「認定こども園」が81.0%と最も高く、以下「認可外の保育施設」(15.5%)、「小規模な保育施設」(1.2%)となっています。

また、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」が81.6%と最も高く、以下、「認可外の保育施設」(9.6%)、「幼稚園」(7.9%)、「ファミリー・サポート・センター」(7.0%)、「幼稚園などの預かり保育」(6.1%)と続いています。

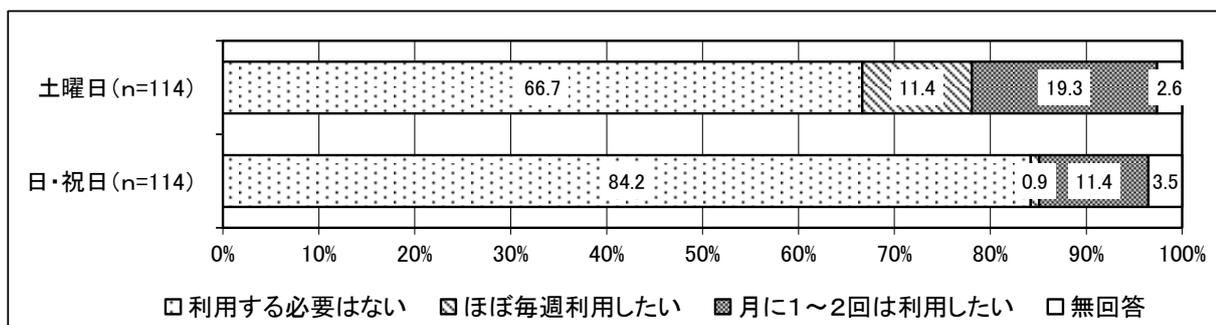


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

## ③土曜、日・祝日の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」が11.4%、「月に1～2回は利用したい」が19.3%と、約3割(30.7%)の方が希望しています。

日曜日・祝日では「ほぼ毎週利用したい」が0.9%、「月に1～2回は利用したい」が11.4%と、約1割(12.3%)の方が利用を希望しています。



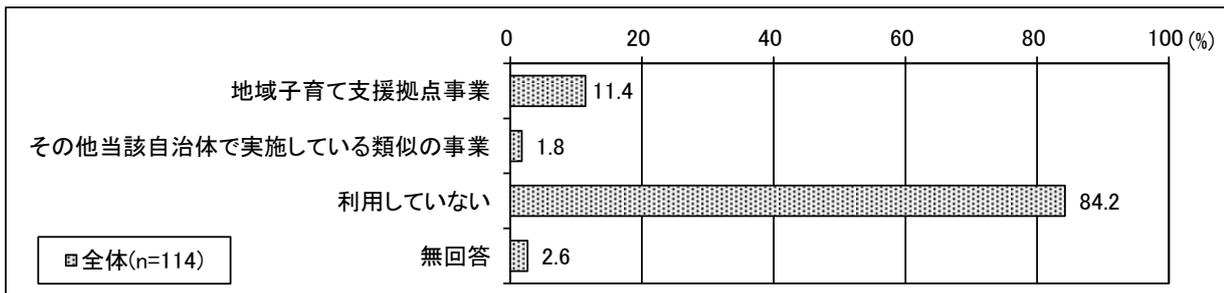
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

## (6) 地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業を現在利用している就学前児童（保護者）は、「地域子育て支援拠点事業」が 11.4%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が 1.8%となっています。第2期計画策定時では「地域子育て支援拠点事業」が 6.1%であったことから、利用者が増加している状況が伺えます。

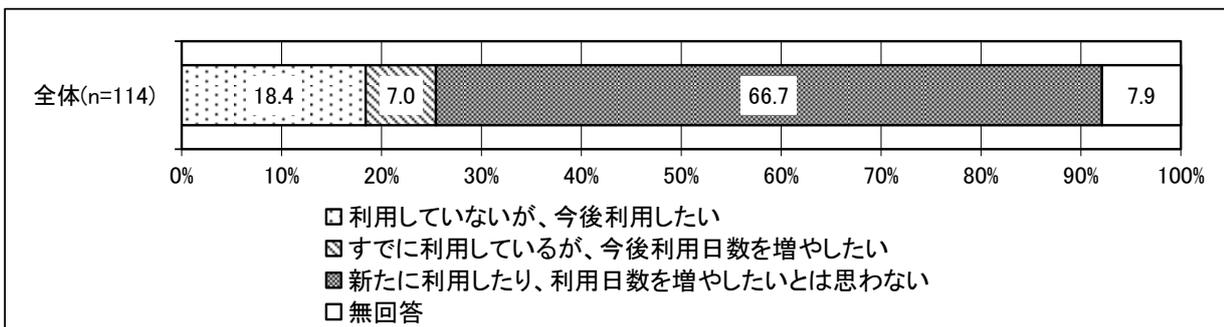
今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が 18.4%、「すでに利用しているが、今後日数を増やしたい」が 7.0%となっており、新規利用や利用増を希望する方が、合わせて約 25%となっています。

### 【現在】



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

### 【今後】



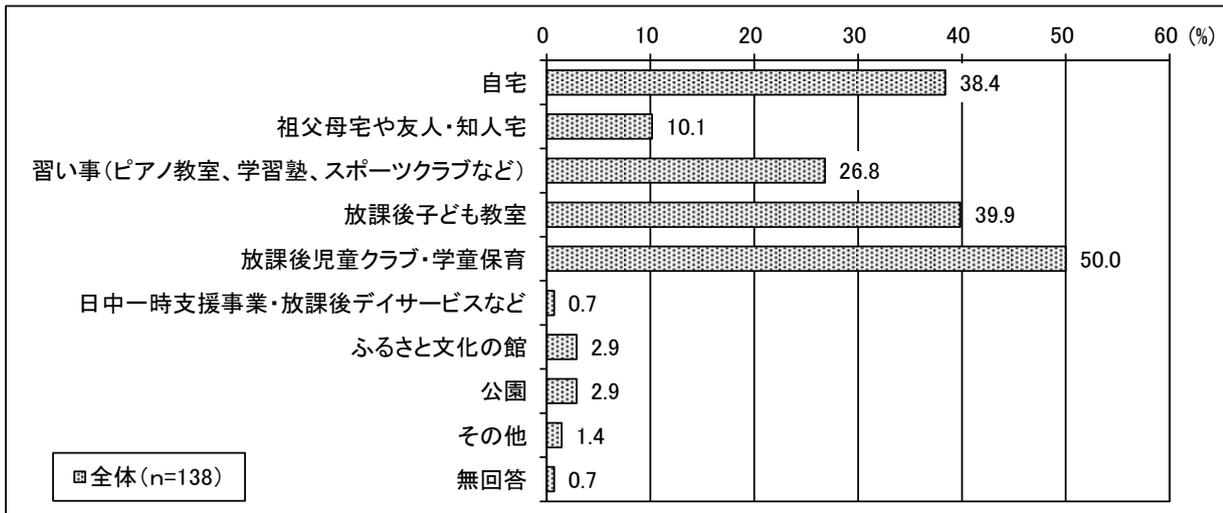
資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

## (7) 放課後の過ごし方

### ①小学校低学年（1～3学年）の放課後の過ごし方（複数回答）

放課後（低学年（1～3年生））に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ・学童保育」が50.0%と最も高く、以下、「放課後子ども教室」（39.9%）、「自宅」（38.4%）、「習い事（ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど）」（26.8%）となっています。

第2期計画策定時と比較すると、「自宅」（38.3%）は同様であるものの、「放課後児童クラブ・学童保育」（25.8%）や「放課後子ども教室」（18.3%）、「習い事」（15.8%）は大幅な増加となっています。

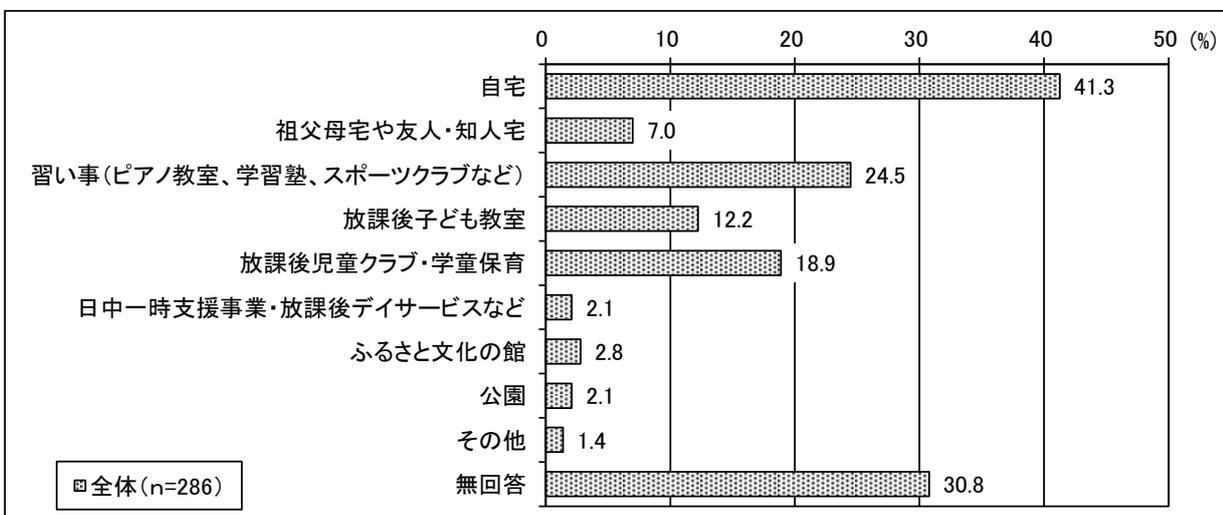


資料：ニーズ調査(小学生の保護者)

### ②小学校高学年（4～6学年）の放課後の過ごし方（複数回答）

放課後（小学校高学年（4～6年生））に過ごさせたい場所は、「自宅」が41.3%と最も高く、以下、「習い事（ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど）」（24.5%）、「放課後児童クラブ・学童保育」（18.9%）、「放課後子ども教室」（12.2%）となっています。

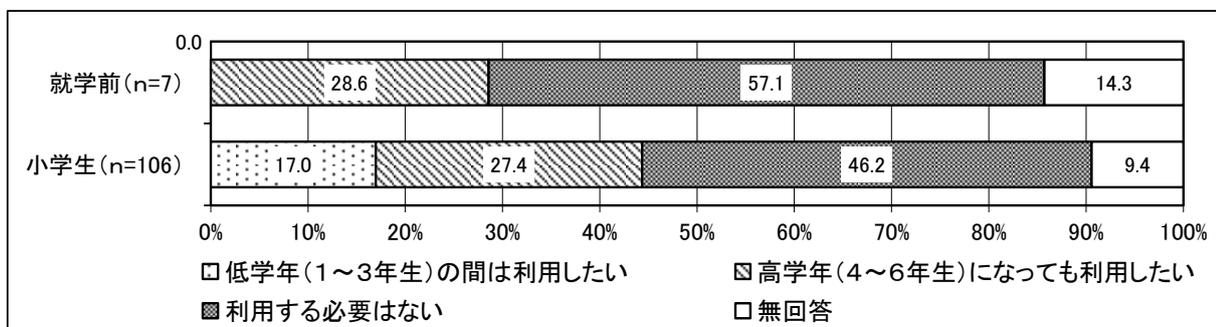
第2期計画策定時も「自宅」（49.2%）や「習い事」（33.3%）が上位となっています。



資料：ニーズ調査(小学生の保護者)

### ③土曜日の放課後児童クラブの利用希望

土曜日の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が就学前児童では57.1%、小学生では46.2%と、約半数を占めています。一方、利用したいについては「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が就学前28.6%、小学生27.4%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」は小学生17.0%（就学前0%）となっています。



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者、小学生の保護者)

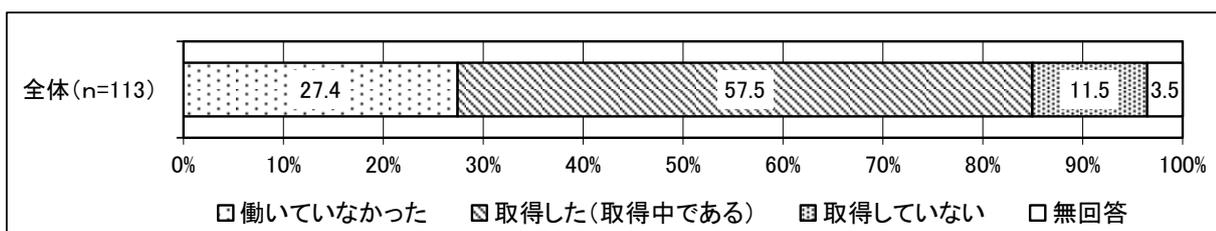
## (8) 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度について

### ①育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得については、「取得した（取得中である）」が57.5%と最も高く、「働いていなかった」が27.4%、「取得していない」が11.5%となっています。第2期計画策定時は「取得した」が50.0%、「働いていなかった」が32.5%、「取得していない」が13.7%であり、働いている・取得した方が増えています。

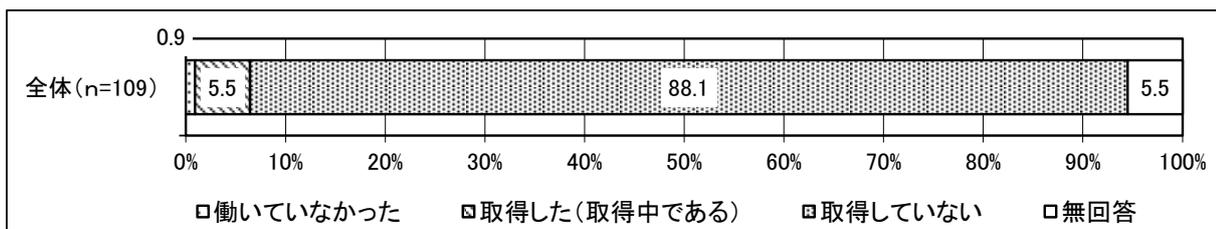
父親で「取得した（取得中である）」と回答があったのは5.5%であり、第2次計画策定時の1.4%からわずかながら増加しています。

#### 【育児休業取得状況（母親）】



資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

#### 【育児休業取得状況（父親）】

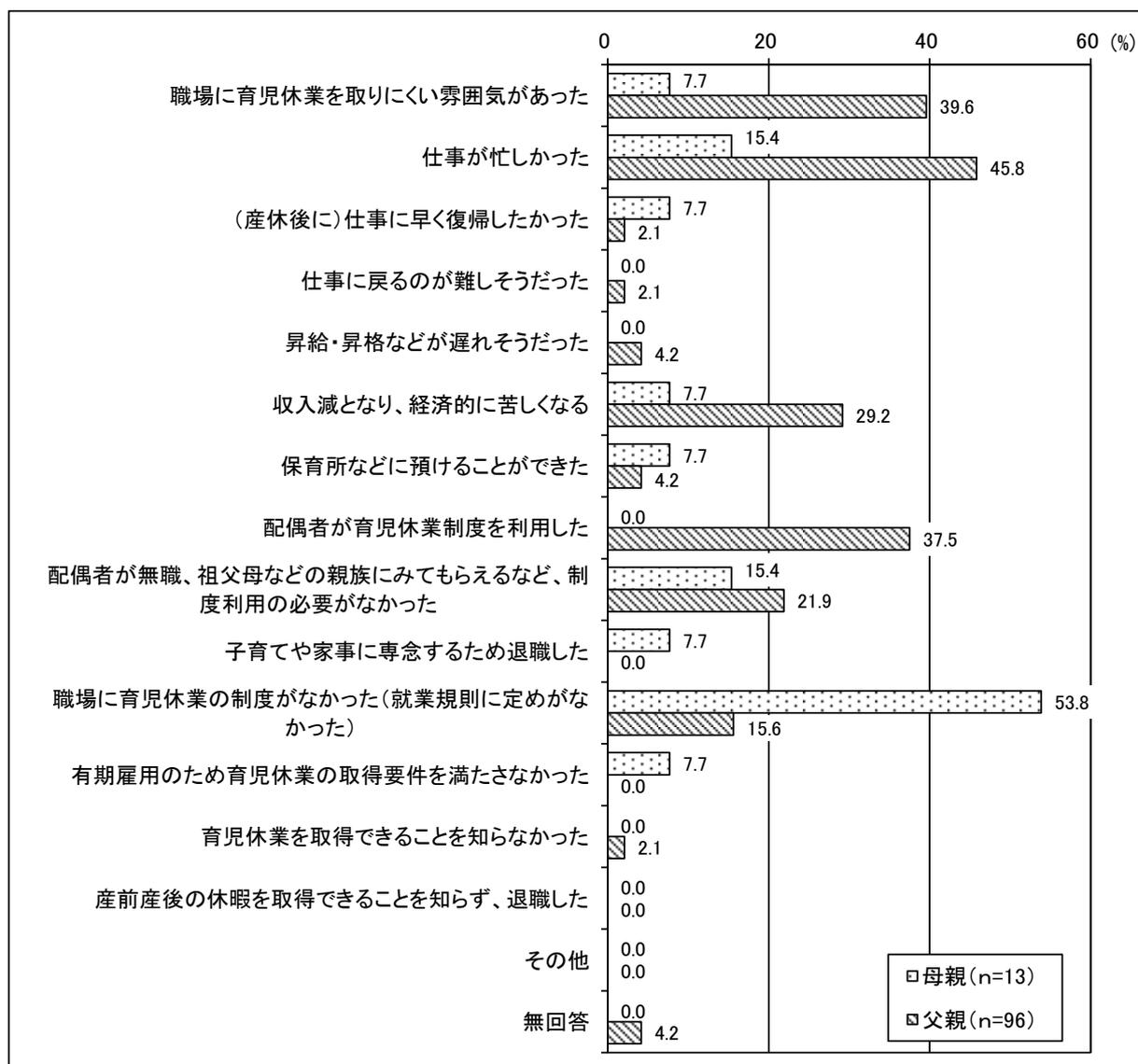


資料：ニーズ調査(就学前児童の保護者)

## ②育児休業を取得しなかった理由

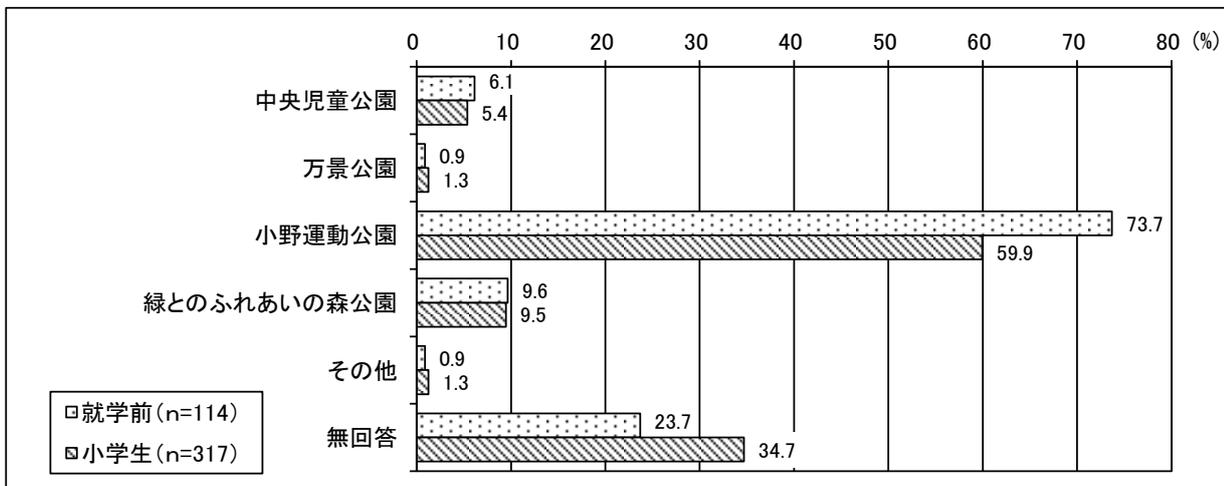
母親が育児休業を取得しなかった理由は、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が53.8%と最も高く、以下、「仕事が忙しかった」及び「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度利用の必要がなかった」がともに15.4%などとなっています。また、第2期計画策定時に最も高い比率であった「子育てや家事に専念するために退職した」は7.7%と前回の31.0%から大幅に減少しました。このほか「職場に育児休業の制度がなかった」は53.8%と前回の17.2%から大幅に増加しました。

父親については、「仕事が忙しかった」が45.8%と最も高く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が39.6%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が37.5%などとなっており、第2期計画策定時と概ね同様の傾向が見受けられました。



## (9) 公園の利用について

町内にある公園で1年以内に利用したことのある施設は、「小野運動公園」が最も高く、就学前では73.7%、小学生では59.9%となっています。



## 4 子ども・子育てをめぐる現状と課題

### (1) 国全体の現状・課題（国の基本指針より抜粋）

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化している。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合は依然として高い水準にある。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が一定程度存在している。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にある。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっている。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第2子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれる。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期（小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。）に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

## (2) 本町の現状と課題

### ①子どもの人口動向等から

#### ○子どもの人口減少対策は喫緊の課題です

- ・子どもの人口は、特に近年は大幅な減少となっています。
- ・出生数は平成29年の65人から令和5年には28人と、急激な減少となっています。
- ・このままの傾向が続くと、令和11年の子どもの数は、令和6年の6割程度になると見込まれます。

#### ○未婚率、合計特殊出生率の改善に向けた取組が求められています

- ・令和4年の合計特殊出生率は過去最低水準の1.31（全国1.26、福島県1.27）となっており、その後も減少傾向が見込まれています。
- ・未婚率は男女とも各年代で上昇し、晩婚化が進行しています。

#### ○核家族化の進展、働く女性などへの子育て支援が一層強く求められています

- ・「両親と子ども」（41.9%）及び「ひとり親と子ども」（6.0%）を合わせた核家族世帯の比率は増加を続け、約半数に迫っています。
- ・30歳代の女性の就業率が大きく減少し、いわゆるM字カーブを描いており、妊娠・出産における就労支援・子育て支援のサポートを確認する必要があります。

### ②ニーズ調査の結果から

#### ○子どもをみてもらえる親族・知人は「祖父母」が多数、一方で「いない」が約1割います

- ・日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が48.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が45.6%と、ともに半数近い回答比率となっています。
- ・しかし、一方で「いずれもいない」が約1割（8.8%）となっています。

#### ○気軽に相談できる場所が求められています

- ・気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」は、3.5%となっています。
- ・相談先は、「親族」（84.4%）や「友人・知人」（63.3%）、「利用している保育所等」（43.1%）の比率が高く、「町こども家庭センター（子育て支援課）」（9.2%）や「保健所・保健センター」（0.9%）の更なる利用が求められます。

#### ○母親の就労：フルタイムの就労が増加しています

- ・母親の就労状況は「フルタイムで就労（産休中等を含む）」が就学前は54.8%、小学生が64.3%と前回調査から比率が増加しています。

**○教育・保育事業：認定こども園の利用は利用者の約8割、利用意向は認定こども園が約8割、他に認可外保育施設や幼稚園、ファミリー・サポート・センターが1割弱となっています**

- ・平日の定期的な教育・保育事業を使用している人は73.7%で、そのうちの約8割（全体の約6割）が認定こども園と多数を占めています。
- ・利用希望についても同様に、「認定こども園」が81.6%と多数を占め、「認可外の保育施設」が9.6%、「幼稚園」が7.9%、「ファミリー・サポート・センター」が7.0%と続いています。

**○地域子育て支援事業の利用が増加（6.1%→11.4%）しています**

- ・現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しているのは11.4%と、第2期計画策定時の6.1%から増加しています。
- ・今後の利用希望についても、「今後利用したい」と「今後日数を増やしたい」を合わせて約25%が、新規または利用増を希望しています。

**○放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用希望が「低学年」で増加しています**

- ・低学年（1～3年生）で放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ・学童保育」（50.0%）や「放課後子ども教室」（39.9%）の比率が高く、ともに前回は大きく上回る比率となっています。

**○「育児休業取得」が増加、しかし職場の一層の理解が求められています**

- ・育児休業の取得状況は、母親は57.5%に対し、父親は5.5%と低いものの、前回の1.4%からわずかながらも増加しています。
- ・取得していない理由として、母親の「職場に育児休業の制度がなかった」（53.8%）や、父親の「仕事が忙しかった」（45.8%）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（39.6%）などの職場関連の比率が上位となっています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### (1) 基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が父母及びその他の保護者にあることを前提としつつ、子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを社会全体で構築することを目的としています。

その目的を踏まえ、本町では第1期計画において「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、地域社会全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、これまで「すこやか・はぐくみ・あんしん 小野町」を基本理念とし各種事業に取り組んできました。

また、本町では「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」を将来像に掲げ、まちづくりの基本は『人』を大切にし、『人』を育てるという姿勢のもと、協働のまちづくりを進めています。

近年の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近に相談できる相手が少なくなり、子育てが孤立化し、その負担感が増えていることが懸念されています。

そのため、多様化する子育てニーズに対応するため子どもの育ちと子育てを継続して応援し、将来を担う子どもたちが、夢を抱きながら自信を持って育つことができ、しあわせや喜びを感じながら子育てができるよう、環境を地域全体で整えることが重要であると考え、以下のとおり基本理念を設定します。

#### 基本理念

子どもが輝き みんなで支える  
わくわく おのまち

## 2 基本目標

基本理念のもと、子ども・子育て支援の基本的な視点から、次の基本目標を設定します。

### 基本目標1 あんしん 快適に子どもを産み育てられるまちづくり

妊娠・出産・子育て期を通じ、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

### 基本目標2 すこやか 子どもの成長を支えるまちづくり

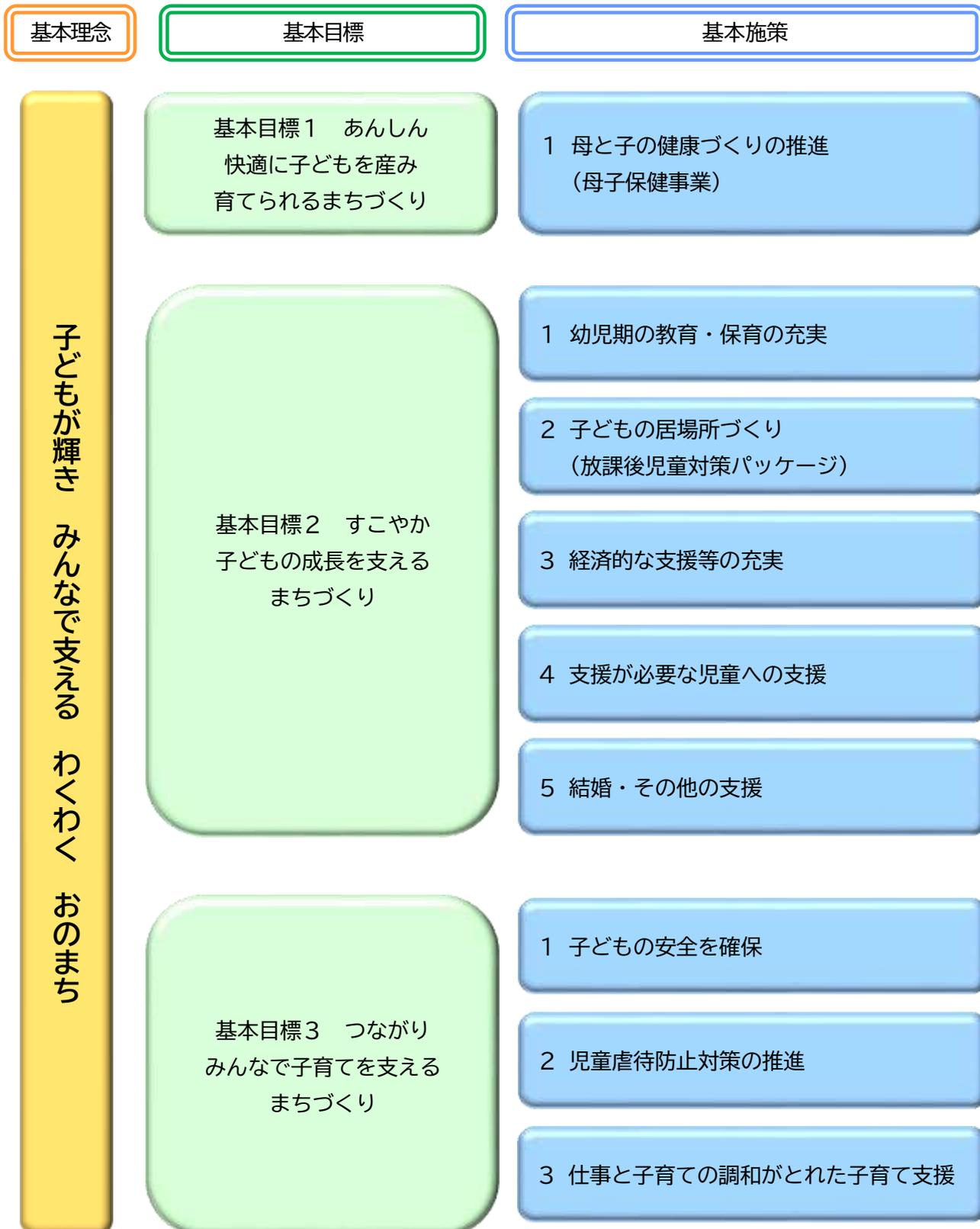
健全な子どもの成長のため、包括的・総合的な子育て支援を推進します。

### 基本目標3 つながり みんなで子育てを支えるまちづくり

家庭・学校・地域・行政が連携し、コミュニティで子育てを支える取組を推進します。

### 3 施策体系

全ての子どもと子育て家庭を地域社会全体が支えることを通じて、子どもたちが笑顔で暮らせる「小野町」を目指します。



## 第4章 施策の展開

### 【基本目標1 あんしん 快適に子どもを産み育てられるまちづくり】

#### 1 母と子の健康づくりの推進（母子保健事業）

##### （1）母子保健の充実

子どもを安心して産み育てるためには、子どもはもちろん保護者の健康管理も重要であることから、妊娠・出産・子育て期を通じ、親と子の心身の健康づくりを支援します。

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は妊娠・出産・育児に対する不安や負担、孤立感を抱えやすい状況にあります。子どもの心身の発達を妨げ、ひいては生命をも脅かすおそれのある疾病や児童虐待、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要です。

妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。これらの取組は、地域や関係機関と連携して進めていきます。

##### ◇主な施策

施策	概要	主管課
母子（親子）健康手帳交付	妊娠初期の保健指導を行い、妊婦等包括相談支援事業と連携し、妊婦等の支援を行います。また、妊婦等の利便性向上と事務負担軽減を図るため、母子（親子）健康手帳のデジタル化について取組めます。	子育て支援課
[拡充] 妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊産婦の健康診査にかかる費用を助成します。 ・妊婦健診 15 回まで（多胎妊娠は 20 回まで） ・産後健診 2 回まで	子育て支援課
すこやか出産妊産婦医療助成事業	妊産婦の医療費の一部を助成することにより、妊産婦の保健向上を図ります。	子育て支援課
[新規] 妊婦歯科健康診査事業	妊婦の口腔内の健康保持・胎児の健全な発育と、妊婦及び生まれてくる子どもの予防歯科への意識向上を図るため、妊娠中に口腔診査と保健指導に係る費用を助成します。	子育て支援課

◇主な施策（つづき）

施策	概要	主管課
[拡充] 妊産婦にやさしい移動等支援事業	地域で安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、妊産婦健康診査受診や出産にかかる交通費・宿泊費を助成します。 ・交通費：妊婦健診 15 回まで（多胎妊娠は 20 回まで）、 出産時 1 回、産後健診 2 回まで ・出産時の宿泊費：妊婦及び同行者の宿泊費（最大 14 泊分）	子育て支援課
産後ケア事業	出産後 1 年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。 病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。	子育て支援課
乳幼児家庭全戸訪問事業	生後 1～3 か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の心身の把握及び助言など、専門的な指導を行います。	子育て支援課
養育支援訪問事業	育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	子育て支援課
[新規] 1 か月児健康診査事業	乳児の健康の保持増進を積極的に推進するため、医療機関等で実施する 1 か月児の健康診査にかかる費用を助成します。	子育て支援課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児、5 歳児（相談事業）を対象とした集団健康診査を実施します。	子育て支援課
食育事業	幼児食について、保護者を対象に調理実習を交えた講習会を開催します。	子育て支援課
子ども医療費の助成事業	18 歳までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。	子育て支援課
予防接種事業	感染症予防のため、乳幼児等を対象に定期予防接種を実施します。	健康福祉課
未熟児養育医療助成事業	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療に要する医療費を助成します。	子育て支援課
不妊治療費助成事業	保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費の一部を助成します。	子育て支援課

## (2) 相談支援体制の充実

妊娠期からの切れ目ない支援を通じて、妊娠・出産・育児に必要な知識を普及し、保健師等との信頼関係を構築しながら、母親が感じる不安の解消や孤立化の防止に努めます。また、父親や家族の出産・育児への理解と協力を促すための意識啓発を行います。

### ◇主な施策

施策	概要	主管課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
[新規] 利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。令和6年度までは、妊産婦等に対する伴走型相談支援として実施していました。	子育て支援課
育児教室	健康診査や予防接種の説明とともに保健師による面談を行い、育児の相談対応を行います。	子育て支援課
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や子育てについての相談、情報の提供等を行います。本町では「小野町こども家庭センター」と「おのまち認定こども園」において実施しています。	子育て支援課
民生児童委員・ 主任児童委員活 動の推進	ひきこもりや児童虐待、ヤングケアラーなど地域の課題が深刻化・多様化する中、民生児童委員・主任児童委員との連携を図り、身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。	健康福祉課

## 【基本目標2 すこやか 子どもの成長を支えるまちづくり】

### 1 幼児期の教育・保育等の充実

#### (1) 教育・保育の支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなっています。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付内容	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	保育必要なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育必要	保育短時間 保育標準時間	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	保育必要	保育短時間 保育標準時間	保育園・認定こども園 地域型保育事業

#### ◇主な施策

施策	概要	主管課
教育・保育の提供体制の確保	令和4年4月1日より公私連携幼保連携型認定こども園「おのまち認定こども園」が開園しており、町の教育・保育の提供体制が確保されるよう施設との連携・協議に努めます。	子育て支援課

#### (2) 子育て支援環境の充実

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や子どもの健やかな育ちを支援するため、様々な事業の実施による支援を行います。

#### ◇主な施策

施策	概要	主管課
延長保育事業	保護者の就労や通勤時間の確保のため、「おのまち認定こども園」において、保育所等における通常の11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。	子育て支援課
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（一般型）は、家庭で保育する保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスで、令和7年度からは「小野町児童館」において行います。	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園型）	一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園に在籍する園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等に保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスで、「おのまち認定こども園」において行います。	子育て支援課

◇主な施策（つづき）

施策	概要	主管課
病児・病後児保育事業	病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業で、「おのまち認定こども園」において体調不良児対応型・病後児対応型、「菊池医院・病児病後児保育室らびっと（郡山市との連携協定）」のほか、令和7年度から「星の森保育園（田村市との連携協定）」が加わり、病児対応型・病後児対応型のサービスを提供します。また、新たな実施施設の開拓等に取組ます。	子育て支援課
[新規] 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな制度で、令和8年度から全ての自治体で実施される事業です。 「おのまち認定こども園」での実施について運営事業者と協議を進めるとともに、「小野町児童館」で実施する一時預かり事業（一般型）との連携も含めて、サービスが提供できるよう取組ます。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や子育てについての相談、情報の提供等を行っています。 「小野町こども家庭センター」で実施している事業は、令和7年度からは「小野町児童館」において行う予定です。 【小野町こども家庭センター】 親子ふれあい教室、幼児のわくわくタイム、ママのリフレッシュ教室、こどもの笑顔ひろば（ふるさと文化の館） 【おのまち認定こども園】 おひさまカフェ、園庭開放、子育て相談会	子育て支援課
おはなし会	町内の幼児教育・保育施設及び小学校・中学校において、定期的に「おはなし会」を実施しています。また、文化の館でも子どもの健やかな成長のため、幼児や小学生と保護者を対象に「おはなし会」を実施しています。	教育課
いろいろ体験くらぶ	夏休みの期間を利用し、小学生の多種多様な体験の場を設け、広い視野を持った人材を育成し、参加者同士の交流を促進するため実施しています。	教育課
国際交流体験事業	国際化や多文化交流に関する意識の向上などを図ることを目的として、小中学生を対象に国際交流体験事業を実施しています。	教育課
ペアレント・トレーニング	児童との関わり方や子育ての悩みや不安を、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて学び、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	教育課

## 2 子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージ）

### （1）国の動き

こども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省は、共働き家庭が直面する「小1の壁」を克服し、次世代の人材を育成するため、平成26年に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」）を策定し、これに基づいて放課後児童対策を推進してきました。待機児童の解消を目指して受け皿の拡充を図ってきたものの、目標達成が難しい状況にあるため、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に基づき、早期の目標達成を目指すとともに、令和6年度から放課後児童クラブの安定運営を図るため常勤職員の配置改善等を図ることとしました。

さらに両省庁は、放課後児童対策の強化と子どものウェルビーイング<sup>※</sup>向上、共働き・共育ての推進を目指し、予算や運用面も含めた「放課後児童対策パッケージ」（以下「パッケージ」）を策定し、連携して推進することとしました。このパッケージでは、令和5年度末で新プランが終了するものの、その理念と目標を踏まえ、喫緊の課題を解決するために国と自治体が連携し、「こどもまんなか」の放課後を実現することを掲げています。特に、早期に152万人分の受け皿整備の達成を目指し、令和5～6年度に取り組むべき内容が盛り込まれています。

令和6年3月29日、両省庁は「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」を連名で発出し、パッケージに基づく取組を推進するため、自治体が実情に応じた計画を策定し、必要な内容を盛り込むよう内容を示しました。

### （2）市町村が取り組むべき内容

令和6年3月29日発出の国通知に示されている市町村が計画に盛り込むべき内容は、次のとおりです。

1. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量並びに待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
2. 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画
3. 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量
4. 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量
5. 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
7. 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策その他、特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること

◇主な施策

施策	概要	主管課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>公設公営の「小野町放課後児童クラブ」は、小野町勤労青少年ホームの2階で実施していますが、低学年児童の利用が多く、個別の支援が必要な児童の利用もあり、緊急時を含め、安全確保等に支障をきたすおそれがあります。また、敷地内には遊具等の設置がなく、車の出入りも頻繁であるため、屋外での活動が著しく制限されていることから、新たな施設「小野町児童館」を整備し、令和7年度から同施設において運営を開始します。</p> <p>また、民間の認可外保育園で実施している当該事業に対して、運営費の補助を行います。</p>	子育て支援課
放課後子ども教室	<p>小野小学校及び多目的研修集会施設において「放課後子ども教室」を実施しています。地域住民の協力を得て読書や学習のほか、スポーツ・文化活動を行っています。令和7年度以降は、「小野町児童館」で実施する放課後児童クラブとの連携を図りながら運営していきます。</p>	教育課
[新規] 児童館の運営	<p>児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、本町では小型児童館として令和7年度に供用開始となる見込みです。</p> <p>本施設では、児童館機能としての役割のほか、次の事業を行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> <li>・子どもの居場所づくり事業</li> <li>・一時預かり事業（一般型）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（親子の教室） など</li> </ul>	子育て支援課

### 3 経済的な支援等の充実

#### (1) 子育て家庭への支援

子育て家庭における妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、様々な給付や免除など各種事業により支援を行います。

##### ◇主な施策

施策	概要	主管課
[新規] 妊婦のための支援給付金	妊娠の届出を行った妊婦に対し、妊娠1回につき5万円を支給し、その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に1人あたり5万円を支給します(流産・死産等も含まれます)。令和6年度まで、出産・子育て応援交付金として実施していました。	子育て支援課
笑顔とがんばり 子育て応援事業	○笑顔とがんばり子育て応援金 出生に係る子育て応援として町独自で行う事業で、本町に住民登録された出生児を養育し、住民登録している方に対し、出生児1人あたり応援金10万円を支給します。 ○育児世帯支援給付金 令和6年度より「子ども育成支援金(栄養費)」と合わせることで、満1歳から満6歳までの児童を養育する保護者に対して切れ目のない支援を行うもので、子ども1人あたり2万円を支給します。 ○小中学校入学祝金 小・中学校または特別支援学校(小・中学部)に入学予定の新1年生1人あたり3万円を支給します。	子育て支援課
誕生記念品「おめでたいっすー」プレゼント事業	赤ちゃんの誕生を記念して県内産の間伐材を使用して作られた、温かみのあるキッズチェア「おめでたいっすー」をプレゼントしています。なお、幼少期から青年期までより長く森林保全や木材への関心が得られるような仕組み(新たな記念品等)についても検討します。	産業振興課
ブックスタート事業	0歳児から親子で絵本を楽しむため「ブックスタート」として絵本を贈呈します。	教育課
[拡充] 妊産婦健康診査事業(再掲)	妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊産婦の健康診査にかかる費用を助成します。 ・妊婦健診15回まで(多胎妊娠は20回まで) ・産後健診2回まで	子育て支援課
すこやか出産妊産婦医療助成事業(再掲)	妊産婦の医療費の一部を助成することにより、妊産婦の保健向上を図ります。	子育て支援課

◇主な施策（つづき）

施策	概要	主管課
[新規] 妊婦歯科健康診 査事業（再掲）	妊婦の口腔内の健康保持と胎児の健全な発育と、妊婦及び生まれてくる子どもの予防歯科への意識向上を図るため、妊娠中に口腔診査と保健指導に係る費用を助成します。	子育て支援課
[拡充] 妊産婦にやさし い移動等支援事 業（再掲）	地域で安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、妊産婦健康診査受診や出産にかかる交通費・宿泊費を助成します。 ・交通費：妊婦健診 15 回まで（多胎妊娠は 20 回まで）、 出産時 1 回、産後健診 2 回まで ・出産時の宿泊費：妊婦及び同行者の宿泊費（最大 14 泊分）	子育て支援課
産前産後期間の 国民健康保険税 免除	産前産後の期間【出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月まで、多胎の場合は 3 か月前から 6 か月相当分まで】の国民健康保険税の所得割額と均等割額を免除します。 ※その他の保険の加入者は、雇用先に確認してください。	町民生活課
チャイルドシー トの貸出し事業	乳幼児を交通事故から守り、保護者の経済的負担軽減を図るため、福島県交通安全協会会員を対象に田村地区交通安全協会（田村警察署内）がチャイルドシートの貸出しを行います。	町民生活課
不妊治療費助成 事業（再掲）	保険適用となる一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費の一部を助成します。	子育て支援課
児童手当	児童（0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子）を養育している方に支給されます。令和 6 年 10 月から、所得制限の撤廃や支給対象年齢の拡充、第 3 子以降の多子加算支給額の増額など拡充されています。	子育て支援課
子ども医療費の 助成事業（再掲）	18 歳までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。	子育て支援課
予防接種費用の 助成事業	子どものインフルエンザ予防接種、妊娠を希望する女性と妊婦の夫に対し風しん抗体検査とワクチン予防接種費用を助成します。	健康福祉課
多子世帯保育料 軽減事業	18 歳未満の子ども 3 人以上の多子世帯における第 3 子以上（3 歳未満）の保育料を軽減します。	子育て支援課
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	満 18 歳以下の子どもの中で最も年長の者を第 1 子とし、以下順に数えて第 3 子以降の子どもについて、おのまち認定こども園での副食費を免除します。	子育て支援課
就学支援事業	経済的理由等により就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費や給食費等の一部を助成し、経済的な負担の軽減と教育の機会均等を図ります。	教育課
多子世帯学校給 食費負担軽減事 業	同一世帯の義務教育を受けている第 2 子以降の児童生徒の学校給食費を全額助成します。	教育課

## (2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が抱える経済的な課題に対して、資金面での支援に加え、生活相談や就労支援を通じて、長期的な自立を支援します。また、各家庭の状況に応じた柔軟な支援を提供し、親子が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### ◇主な施策

施策	概要	主管課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を別にしていない児童の養育者に手当を支給します。なお、令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられています。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども（18歳まで）及び父母のいない子どもが通院・入院した場合の医療費の一部を助成します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉貸付金事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で長期資金を貸付けます。	子育て支援課

## 4 支援が必要な児童への支援

発達に不安のある子どもが増加傾向にあるといわれています。早い時期に状況を把握し、適正な支援に結び付けていくことが望まれます。一人ひとりの子どもにあった支援を行うため、保健・医療・福祉・教育関係者が連携し、早期発見に努め支援を行います。

病気や発達障がいなどの障がい、児童虐待については早期発見からアフターケアに至るまで、一人ひとりの総合的な支援と、地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。各種相談事業や地域交流事業を通して、子育てへの不安や負担を軽減できるよう支援します。

### ◇主な施策

施策	概要	主管課
養育支援訪問事業（再掲）	育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。	子育て支援課
すくすく発達教室	発達の遅れなどがある乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや保護者同士の交流の場、福祉相談等の調整を行います。	子育て支援課
子どもの相談室	発達の遅れなどがある子どもの相談に臨床心理士が対応します。	子育て支援課
5歳児健診（相談事業）	3歳児健康診査以降の就学前の幼児期において、発達面で支援が必要な幼児を早期に発見し、適切な支援につなげます。	子育て支援課

◇主な施策（つづき）

施策	概要	主管課
巡回相談	特別な支援を必要とする幼児、児童生徒及びその保護者に対し、早期からの情報提供や発達相談、発達検査等を行い、就学支援の充実を図ります。	教育課
特別支援教育推進連絡協議会	幼児教育施設、小学校及び中学校において、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒に、早期に適切かつ効果的・効率的な指導を推進するため協議会を設置し、支援の強化を推進します。	教育課
特別支援員の配置	障がい等により支援が必要な児童には、学校等に支援員を配置し、個別に関わることで不安なく過ごし学習できる環境を整え、成長を支援します。近年、支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、継続した人員を配置します。	教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	小中学校では、福島県が実施するスクールソーシャルワーカー派遣事業を活用し、児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。	教育課
スクールカウンセラーの配置	小中学校では、福島県が実施するスクールカウンセラー派遣事業を活用し、児童・生徒等の学校生活における相談に対しカウンセリングを行い、心のサポート及び解決に向けた支援を行います。	教育課
障がい福祉サービス	障がい児の日常生活を支援するため、障がい福祉サービスを提供し、適切な療育の充実を推進します。	健康福祉課
地域生活支援事業（日中一時支援事業等）	障がいのある方の家族の不在時における支援や、介護している家族の一時的な休息等を目的とした支援を行います。	健康福祉課
特別支援学校高等部通学支援事業	町内に住所を有し、指定された特別支援学校に通学する重度の障がい児に対して送迎サービスを行います。	健康福祉課
各種手当の支給	障がいを持つ児童や家庭（扶養者）に対し、特別児童扶養手当や障がい児福祉手当を支給し、福祉を増進します。	健康福祉課
医療費の助成	障がい児を対象とした医療費の助成を行います。 （重度心身障がい者医療費・自立支援医療費）	健康福祉課

## 5 結婚・その他の支援

小野町に住み、生まれ、子育てしてよかったと思える町づくりのため、出会いの場づくりから結婚・出産・子育て・教育等に関する支援に取り組めます。

### ◇主な施策

施策	概要	主管課
結婚支援事業	小野町で婚姻届を提出された方へ記念品としてオリジナルの「リカちゃん人形」を贈呈します。	企画政策課
結婚子育て支援事業	新婚世帯に対し、住宅取得や住宅リフォーム費用、アパート等の家賃、引っ越しに要した費用の一部を補助し、結婚に伴う夫婦の新生活を応援します。	企画政策課
来ておのまち住宅取得支援事業	移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、町内に住宅を取得し定住する方を対象に取得費の一部を補助します。	企画政策課

## 【基本目標3 つながり みんなで子育てを支えるまちづくり】

### 1 子どもの安全を確保

安全・安心な生活環境で子育てを実現するには、社会全体で支えていく、地域としてサポートする仕組みが構成されている必要があります。このため、地域の中で安全・安心な居場所づくりが課題ですが、学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で見守り子どもの成長を支えます。

#### ◇主な施策

施策	概要	主管課
防犯に関する事業の実施	田村警察署及び防犯関係機関・団体と連携して、安全で住みよい地域社会を実現するため、防犯パトロールなどの啓発活動を実施するとともに、通行の安全確保と犯罪の未然防止のため、必要に応じて防犯灯及び防犯カメラの設置を進めます。	町民生活課
交通に関する事業の実施	田村警察署及び交通関係機関・団体と連携して、各年齢層に応じた交通安全教育、広報、啓発活動を実施します。また、通学路の危険個所の確認や各行政区へのカーブミラーの提供、飛び出し注意看板の設置など交通安全対策を進めます。	町民生活課
防火・防災に関する事業の実施	防火・防災に関する知識や関心を高めるため、町の総合防災訓練への参加や小中学校及び教育・保育施設において組織する消防クラブの活動を通して防災意識の向上に取り組めます。	町民生活課
未来を担う子どもたちの成長を地域で見守るためのネットワークづくりと活動の推進	これからの小野町の未来を担う子どもたちのために、広く町民の総意を結集し、子どもたちが心豊かでたくましく、生きる力を持つ人間として成長していくことを目指して、小野町青少年育成町民会議及び小野町地域学校協働本部が協力しながら、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動に取り組めます。	教育課
通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検	小野小学校の通学路について1年に1回、合同点検を実施します。効率的・効果的に行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、町、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等が参加し合同点検を実施します。	教育課 町民生活課 子育て支援課 地域整備課

## 2 児童虐待防止対策の推進

児童への虐待防止のための普及啓発を行い、地域の子どもを取り巻く環境における情報管理の徹底や、児童相談所をはじめとする関係機関への連絡を強化し、特定妊婦や要保護児童・要支援児童等への適切な支援を図ります。

### ◇主な施策

施策	概要	主管課
要保護児童対策地域協議会の強化	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会における支援の強化に努めます。 令和5年度から3層構造として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しており、協議会を通じて対象ケースに係る関係機関との連携強化や支援の進捗管理を行うことで、要保護児童・要支援児童、特定妊婦への適切な支援につなげています。	子育て支援課
広報・啓発活動の推進	広報や行政区回覧、ウェブサイトの活用などにより児童虐待の通告先の周知や児童虐待に関する情報の提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進します。	子育て支援課
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進	母子保健事業や地域子育て支援事業を通じて、相談体制の充実を図るとともに、教育機関や子育てサポーターなど親子と関わる関係者と連携を図り、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を推進します。	子育て支援課

## 3 仕事と子育ての調和がとれた子育て支援

仕事をしながら、子どもと向き合う時間を確保するためには、企業における制度の充実や職場における理解と協力が重要です。そのため企業及び町民に対して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発と、実現のための制度の周知等を行います。

### ◇主な施策

施策	概要	主管課
子育てしながら働き続けられる環境づくり	安定した就労環境づくりを行うため、若者や女性が働きたい魅力ある企業の育成や働きやすい職場環境づくりへの支援、企業誘致、地場産業の育成等に積極的に取組めます。	企画政策課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発等	子育て中の親が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現できるよう労働環境の充実や働き方の見直し等について事業者への啓発を行います。	産業振興課
男女共同参画社会の推進	「小野町男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画の理解促進のため啓発・広報活動や多様な学習機会の充実を図ります。	町民生活課

# 第5章 量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、事業の提供区域を設定することとなっています。

本町においては、教育・保育提供区域として、町全域を一つの区域として設定します。

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、未就学児数の推移、教育・保育施設等の状況を考慮し、認定区分ごとに計画の内容及び時期を設定します。

確保方策については、「おのまち認定こども園」での対応を想定しています。

◇1号認定（満3歳から就学前/教育）

単位：人／年

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	24	14	25	21	23	15	15	14	14	14
② 確保 方策	幼稚園	70	70	-	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	-	-	30	30	25	15	15	15	15
②-①	46	56	5	9	2	0	0	1	1	1
確保の内容	町内の特定教育・保育施設（おのまち認定こども園）の利用を基本とします。									

◇2号認定（3歳～5歳児/保育の必要性あり）

単位：人／年

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	99	111	96	80	72	72	67	62	58	58
②確保方策	172	172	108	108	105	72	72	72	72	72
②-①	73	61	12	28	33	0	5	10	14	14
確保の内容	0～2歳児の利用定員を確保する必要があることから、余裕のある3歳以上の利用定員の減員を行います。									

## ◇3号認定（1・2歳児/保育の必要性あり）

単位：人／年

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	43	38	35	41	42	36	36	36	35	34
②確保方策	46	44	42	42	42	36	36	36	36	36
②-①	3	6	7	1	0	0	0	0	1	2
確保の内容	適正に計画期間中の提供体制を確保します。									

## ◇3号認定（0歳児/保育の必要性あり）

単位：人／年

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	8	8	19	11	15	12	11	11	10	10
②確保方策	6	6	15	15	15	12	12	12	12	12
②-①	-2	-2	-4	4	0	0	1	1	2	2
確保の内容	適正に計画期間中の提供体制を確保します。									

### 3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について、児童福祉法の改正による新規事業3事業や子ども・子育て支援法の改正による新規事業3事業を含めて、量の見込みと提供体制の確保方策について検討いたします。

なお、各事業の実績のうち、令和6年度については実績見込みで記載しています。

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、本町では「小野町こども家庭センター」と「おのまち認定こども園」において事業が実施されています。

「小野町こども家庭センター」においては、子育てサポーターが主体となり子どもと保護者の交流事業（親子ふれあい教室、幼児のわくわくタイム、ママのリフレッシュ教室）や遊びの場の提供（こどもの笑顔ひろば）のほか、保健師や保育士、臨床心理士等で育児相談に応じています。なお、令和7年度からは、「小野町児童館」で実施します。

「おのまち認定こども園」においては、未就学児の交流や子育て相談等の事業を実施しています。年間を通じて利用者が少ないことから、利用が増えるような魅力あるサービスの提供に向け協議をしながら取り組んでいきます。

単位：人日（延べ人数）、か所

区 分	実績					計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	764	860	762	816	1,034	925	827	740	662	592	
確保方策	人日	764	860	762	816	1,034	925	827	740	662	592
	か所	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
確保の内容	「小野町児童館」と「おのまち認定こども園」において実施します。										

#### (2) 延長保育事業

保護者の就労や通勤時間の確保のため、保育所等における通常の11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。

単位：人（実人数）

区 分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	74	41	42	67	53	49	49	48	48	48
確保方策	74	41	42	67	53	49	49	48	48	48
確保の内容	「おのまち認定こども園」において実施します。									

### (3) 一時預かり事業

#### ①一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業（一般型）は、保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスです。

本町での一時預かり事業（一般型）は、平成26年4月から「飯豊ひまわり保育園」で行っていましたが、同園の閉園により、令和4年4月から「小野町こども家庭センター分館」で実施していましたが、令和7年度からは「小野町児童館」で実施します。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、保育ニーズの多様化等により需要が高まっていることから、安定したサービスが提供できるよう引き続き取組めます。

単位：人日（延べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	302	201	152	226	280	596	505	457	409	361
確保方策	302	201	152	226	280	596	505	457	409	361
確保の内容	令和7年度からは「小野町児童館」において実施します。需要が高まっていることから、1日あたりの利用定員を拡充し、計画期間中の提供体制を確保します。									

#### ②一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園に在籍する園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等に保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュ及び緊急な用事等で保育が必要な場合に利用できるサービスです。

本町では令和4年4月1日より「おのまち認定こども園」においてサービスの提供を実施しています。

単位：人日（延べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	131	67	53	53	48	44	41	40
確保方策	—	—	131	67	53	53	48	44	41	40
確保の内容	「おのまち認定こども園」において実施します。									

#### (4) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行い、関係機関と連絡調整を実施します。

本町では平成 29 年度に子育て支援課内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師や看護師、子育てサポーターによる相談・助言、情報提供を行ってきました。

令和 6 年度に同センターと、同じく子育て支援課内に開設していた「こども家庭総合支援拠点」を統合し、「小野町こども家庭センター」を開設しました。こども家庭センターでは、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、一体的な相談支援や情報提供を行っています。

単位：か所

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保の内容	令和 6 年度に、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」を統合し、「小野町こども家庭センター」を開設しました。全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、一体的な相談支援や情報提供を行っています。									

#### (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、宿題をしたり、友達と遊んだりする等の生活の場を提供し、放課後の居場所を確保します。

公設公営の「小野町放課後児童クラブ」は、小野町勤労青少年ホームの 2 階で実施していますが、低学年児童の利用が多く、個別の支援が必要な児童の利用もあり、緊急時を含め、安全確保等に支障をきたすおそれがあります。また、敷地内には遊具等の設置がなく、車の出入りも頻繁であるため、屋外での活動が著しく制限されていることから、新たな施設「小野町児童館」を整備し、令和 7 年度から同施設において運営を開始します。

また、民間の認可外保育園で実施している当該事業に対して、運営費の補助を行います。

単位：人（実人数）

区 分	実績					計画					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①量の見込	低学年(実 利用人数)	77	66	69	63	79	76	67	60	60	55
	高学年(実 利用人数)	24	19	30	43	45	47	44	47	44	39
	計(実利用 人数)	101	85	99	106	124	123	111	107	104	94
②確保方策	101	85	99	106	124	129	129	117	117	117	
②-①	0	0	0	0	0	6	18	10	13	23	
確保の内容	令和 7 年度より「小野町児童館」において事業を実施する予定であり、現在の 1 支援単位から 2 支援単位となることにより、利用者増に対応していきます。 民間の認可外保育園で実施している当該事業に対して、運営費の補助を行います。										

## 関連事業：放課後子ども教室

小野小学校及び多目的研修集会施設において、地域住民の協力を得て読書や学習の場を提供し、子どもたちと共にスポーツ・文化活動を実施しています。

令和7年度以降は、「小野町児童館」で実施する放課後児童クラブとの連携を図りながら運営していきます。

### ◇放課後子ども教室

単位：箇所、人／年

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施場所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
利用人数	163	106	106	102	97	91	79	73	68	67

## (6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後1～3か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の心身の把握及び助言など、専門的な指導を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い訪問できない期間の件数は減少しましたが、伴走型相談支援事業と連携し、母子の健康や育児の困りごとの有無の確認を行い、子育ての孤立化の防止や支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けることができるよう取組めます。

単位：人回（延べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	38	33	29	28	30	29	27	27	25	25
確保方策	14	27	19	15	30	29	27	27	25	25
確保の内容	保健師が中心となり訪問活動を継続します。									

## (7) 子育て短期支援事業

保護者の入院等により一時的に家庭で子どもを養育できなくなった場合等に、児童養護施設等で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

町内には児童養護施設がないため実施しておりませんが、保護者のニーズ等を踏まえて、実施の検討を行っていきます。

## (8) 養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ病等によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対し、育児訪問支援員や保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。

単位：人回（延べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	13	12	16	4	15	10	10	10	10	10
確保方策	13	12	16	4	15	10	10	10	10	10
確保の内容	育児訪問支援員や保健師等が必要な家庭を訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行います。									

## (9) 病児・病後児保育事業

病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本町においては、令和4年4月1日より「おのまち認定こども園」において体調不良児対応型・病後児対応型、「菊池医院・病児病後児保育室らびっと（郡山市との連携協定）」において病児対応型・病後児対応型のサービスを提供しています。

引き続き安定したサービスが提供できるよう実施施設と調整するとともに、新たな実施施設の開拓等に取り組んでいきます。

単位：人回（延べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	-	257	364	282	334	312	292	269	266
確保方策	-	-	257	364	282	334	312	292	269	266
確保の内容	「おのまち認定こども園」において体調不良児対応型・病後児対応型、「菊池医院・病児病後児保育室らびっと」において病児対応型・病後児対応型のサービスを提供していきます。また、新たな実施施設の開拓等に取り組みます。									

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では当該事業を実施しておりません。ニーズ調査結果においても需要が低いことから、当面は当該事業の実施予定はありません。なお、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、実施についての検討を行います。

## (11) 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産ができるよう、妊産婦の健康診査に係る費用を助成するものであり、妊産婦1人につき17回まで助成を行っています。

令和7年度からは、多胎妊婦へ5回を上限に健診費用の助成を拡充します。

単位：人回（延べ人数）

区 分	実績					計画					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の 見込み	妊婦数	40	30	27	39	34	35	35	33	33	31
	受診回数	446	296	289	450	374	385	385	363	363	341
	産婦数	36	27	26	37	32	35	35	33	33	31
	受診回数	46	22	49	70	51	56	56	53	53	50
確保方策	492	318	338	520	429	441	441	416	416	391	
確保の内容	妊産婦1人につき17回（多胎妊娠は22回）まで妊産婦健康診査費用の助成を行います。										

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき食事（主食・副食・おやつ）の提供に要する費用や、日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費用等について、一部の補足給付を行う事業です。

なお、本町では副食費の徴収免除を行っており、町独自の基準を定め、対象を拡充して実施しており、引き続き事業を実施していきます。

単位：人（実人数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	-	-	-	-	21	19	17	15	15
確保方策	-	-	-	-	-	21	19	17	15	15
確保の内容	町独自基準により対象を拡充し実施します。									

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では、平成30年10月に「小野町幼児教育施設民営化計画」を策定し、町立幼児教育施設の民営化を進め、令和4年4月に公私連携幼保連携型認定こども園へ移行しました。認定こども園の運営事業者においても、各種子育て支援事業に取り組んでいます。

事業実施の際は、需要と供給のバランスを保ちながら、運営費・有資格者を確保することが求められます。また、令和7年度運営開始の「小野町児童館」について、将来的な民間委託や指定管理制度の導入などについて検討を進める必要があります。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に令和6年度に創設された事業です。

現在、本町では当該事業を実施しておりませんが、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、実施についての検討を行います。

## (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的に令和6年度に創設された事業です。

本町では当該事業を実施しておりませんが、保護者のニーズ等の高まりがみられた際には、民間事業者の参入を促進し、実施についての検討を行います。

## (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

これまで、教育課において実施している「ペアレント・トレーニング講演会・講座」を、今後も継続して実施します。

単位：人回（延べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	実施回数	－	5	5	5	6	6	6	6	6
	参加人数	－	50	80	25	50	50	50	50	50
確保方策	－	50	80	25	50	50	50	50	50	50
確保の内容	教育課において、ペアレント・トレーニング講演会（1回）、講座（5回）を実施します。									

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行うもので、令和4年度の年度途中から「妊産婦等に対する伴走型相談支援」として実施していた事業を、令和7年度から「利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）」として創設予定の事業です。

本町では「小野町こども家庭センター」において実施します。

単位：回

区 分	実績					計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	－	－	41	108	80	70	70	68	68	66
確保方策	－	－	41	108	80	70	70	68	68	66
確保の内容	「小野町こども家庭センター」において実施します。									

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の創設が予定されています。

本町においても、「おのまち認定こども園」での実施について運営事業者と協議を進めるとともに、「小野町児童館」で実施する一時預かり事業（一般型）との連携も含めて、サービスが提供できるよう取り組んでいきます。

単位：人日（述べ人数）

区 分		実績					計画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児	－	－	－	－	－	－	5	5	5	5
	1歳児	－	－	－	－	－	－	8	8	8	8
	2歳児	－	－	－	－	－	－	8	8	8	8
確保方策	0歳児	－	－	－	－	－	－	5	5	5	5
	1歳児	－	－	－	－	－	－	8	8	8	8
	2歳児	－	－	－	－	－	－	8	8	8	8
確保の内容	「おのまち認定こども園」や「小野町児童館」においてサービスが提供できるよう取組ます。										

## (19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

本町では、県内の医療機関や福島県助産師会と委託契約を締結し、日帰りケアや宿泊ケア、訪問ケアを利用することができるよう体制を整えています。また、令和5年度からは、本町に里帰り中の産婦も対象とし、事業の充実を図っています。

単位：人日（述べ人数）

区 分	実績					計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	0	9	6	6	9	10	10	10	10	10
確保方策	0	9	6	6	9	10	10	10	10	10
確保の内容	県内の医療機関や福島県助産師会と委託契約により実施します。									

# 第6章 計画の推進

---

## 1 計画の推進

### (1) 推進体制

基本理念の実現には、行政や子育て支援関係者だけでなく、家庭、地域、企業、団体などの様々な主体が協働・連携し、施策や事業を展開していく必要があります。相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

町民一人ひとりが、子育てへの関心や子育て支援の重要性に対する理解を深められるよう、広報紙やウェブサイト等で周知を図るとともに、「小野町こども家庭センター」を拠点として様々な主体が協働・連携できるような町全体で子育てを支援する体制を整えていきます。

### (2) 子育て支援基金の活用

子ども・子育て支援事業等の推進にあたっては、国の補助事業等の活用を図るとともに、子育て家庭への支援を目的として町独自に積立を行った「子育て支援基金」を活用し、母子の健康増進及び産前産後の支援、子育て家庭への援助・負担軽減に関する事業、子育てに関する相談・教育啓発等に関する事業に取り組、子どもが健やかに育てる環境等を整備します。

## 2 計画の進行管理

計画に定められた施策の実施状況については、PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）による効果的な施策の進行管理に努め、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。計画の点検・評価は毎年度実施し、「子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。

計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化などによって、計画に定める量の見込みが変動することが見込まれる場合は、必要に応じて見直しを行います。



# 資料編

## 1 事業一覧

### 【基本目標1 あんしん 快適に子どもを産み育てられるまちづくり】

基本施策		主な施策
1 母と子の健康づくりの推進 (母子保健事業)	(1)母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子（親子）健康手帳交付</li> <li>・妊産婦健康診査事業</li> <li>・すこやか出産妊産婦医療助成事業</li> <li>・妊婦歯科健康診査事業</li> <li>・妊産婦にやさしい移動等支援事業</li> <li>・産後ケア事業</li> <li>・乳幼児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・1か月児健康診査事業</li> <li>・乳幼児健康診査事業</li> <li>・食育事業</li> <li>・子ども医療費の助成事業</li> <li>・予防接種事業</li> <li>・未熟児養育医療助成事業</li> <li>・不妊治療費助成事業</li> </ul>
	(2)相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業（こども家庭センター型）</li> <li>・利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）</li> <li>・育児教室</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・民生児童委員・主任児童委員活動の推進</li> </ul>

### 【基本目標2 すこやか 子どもの成長を支えるまちづくり】

基本施策		主な施策
1 幼児期の教育・保育等の充実	(1)教育・保育の支給認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の提供体制の確保</li> </ul>
	(2)子育て支援環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業</li> <li>・一時預かり事業（一般型）</li> <li>・一時預かり事業（幼稚園型）</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（再掲）</li> <li>・おはなし会</li> <li>・いろいろ体験くらぶ</li> <li>・国際交流体験事業</li> <li>・ペアレント・トレーニング</li> </ul>

基本施策		主な施策
2 子どもの居場所づくり(放課後児童対策パッケージ)	(1) 国の動き	
	(2) 市町村が取り組むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</li> <li>・放課後子ども教室</li> <li>・児童館の運営事業</li> </ul>
3 経済的な支援等の充実	(1) 子育て世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦のための支援給付金事業</li> <li>・笑顔とがんばり子育て応援事業</li> <li>・誕生記念品「おめでたいっすー」プレゼント事業</li> <li>・ブックスタート事業</li> <li>・妊産婦健康診査事業(再掲)</li> <li>・すこやか出産妊産婦医療助成事業(再掲)</li> <li>・妊婦歯科健康診査事業(再掲)</li> <li>・妊産婦にやさしい移動等支援事業(再掲)</li> <li>・産前産後期間の国民健康保険税免除</li> <li>・チャイルドシートの貸出し事業</li> <li>・不妊治療費助成事業(再掲)</li> <li>・児童手当</li> <li>・子ども医療費の助成事業(再掲)</li> <li>・予防接種費用の助成事業</li> <li>・多子世帯保育料軽減事業</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・就学支援事業</li> <li>・多子世帯学校給食費負担軽減事業</li> </ul>
	(2) ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当</li> <li>・ひとり親家庭医療費助成</li> <li>・母子父子寡婦福祉貸付金事業</li> </ul>
4 支援が必要な児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援訪問事業(再掲)</li> <li>・すくすく発達教室</li> <li>・子どもの相談室</li> <li>・5歳児健診(相談事業)</li> <li>・巡回相談</li> <li>・特別支援教育推進連絡協議会</li> <li>・特別支援員の配置</li> <li>・スクールカウンセラーの活用</li> <li>・障がい福祉サービス</li> <li>・地域生活支援事業(日中一時支援事業)</li> <li>・特別支援学校高等部通学支援事業</li> <li>・各種手当の支給</li> <li>・医療費の助成</li> </ul>	
5 結婚・その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚支援事業</li> <li>・結婚子育て支援事業</li> <li>・来ておのまち住宅取得支援事業</li> </ul>	

【基本目標3 つながり みんなで子育てを支えるまちづくり】

基本施策	主な施策
1 子どもの安全を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に関する事業の実施</li> <li>・ 交通に関する事業の実施</li> <li>・ 防火・防災に関する事業の実施</li> <li>・ 未来を担う子どもたちの成長を地域で見守るためのネットワークづくりと活動の推進</li> <li>・ 通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検</li> </ul>
2 児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の強化</li> <li>・ 広報・啓発活動の推進</li> <li>・ 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進</li> </ul>
3 仕事と子育ての調和がとれた子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てしながら働き続けられる環境づくり</li> <li>・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発等</li> <li>・ 男女共同参画社会の推進</li> </ul>

## 2 調査票（就学前児童保護者）

### 小野町子ども・子育て支援に関するニーズ調査ご協力のお願い 【就学前児童の保護者の方へ】

皆さまには、日頃より本町の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本町では、2015年度（平成27年度）からスタートした「子ども・子育て支援新制度」など国の施策等を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5ヵ年を計画期間とする「小野町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や子育て支援の充実に向けた諸施策を総合的に推進してきました。

今回、2025年度（令和7年度）からスタートする次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、趣意をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年7月

小野町長 村上 昭正

#### <ご記入にあたってのお願い>

※この調査は、小野町内にお住いの未就学児童並びに小学生のお子さんの保護者の方を対象に実施するものです。封筒の宛名のお子さんについてお答えください。

※アンケートには、お子さんの保護者の方が記入してください（無記名ですので、住所・氏名の記入の必要はありません）。

※黒または青のボールペン、もしくは黒い鉛筆ではっきりとご記入ください。

※選択肢に「（レ点(てん)）」をつけていただく場合と、数字をご記入いただく場合がございます。また、「その他」を選択した場合には、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

※設問によって「1つのみ」や「いくつでも」など、回答数を指定している場合は、指定の範囲内で「（レ点(てん)）」をつけてください。また、お答えいただく方が限られる場合がございます。注意書きや矢印に従ってお答えください。特に注意書きのない場合は次の設問へお進みください。

お手数ですが、7月22日（月）までに調査票を「同封の返信用封筒」に入れて、切手を貼らずに郵便ポストにご投函ください。（お名前の記入は必要ありません。）

お答えいただく上でご不明な点、調査に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

小野町役場 子育て支援課 電話:0247-72-2212(直通) FAX:0247-72-2313

電話受付時間:月～金(土・日・祝日除く) 午前8時30分～午後5時

E-Mail:kosodateshienka@town.ono.fukushima.jp

## 1. お子さんご家族の状況について

問1. 宛名のお子さんの生年月をご記入ください。(□内に数字をご記入ください。)

西暦 □□□□ 年 □□ 月生まれ (例: 1 月生まれは□0□1)

問2. 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を□内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。  
(□内に数字をご記入ください。)

きょうだい数 □ 人 末子の生年月 西暦 □□□□ 年 □□ 月生まれ

問3. この調査票にお答えいただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。(☑は1つのみ)

母親  父親  その他( )

問4. お子さんと同居されている方(兄弟姉妹を除く)はどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。祖父、祖母については同居または近居(おおむね30分で行き来できる状況)の別でお答えください。(☑はいくつでも)

母親、父親とも  母親(ひとり親)  父親(ひとり親)  
 母親(父親単身赴任)  父親(母親単身赴任)  祖父(同居)  
 祖父(近居)  祖母(同居)  祖母(近居)  
 その他親族など

問5. 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。(☑は1つのみ)

母親、父親ともに  母親  父親  
 祖父母  その他親族など

## 2. お子さんの育ちをめぐる環境について

問6. 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係でお答えください。(☑はいくつでも)

母親、父親ともに  母親  父親  
 祖父母  幼稚園  保育所  
 認定こども園  認可外保育施設  その他( )





### 3. お子さんの保護者の就労状況について

宛名のお子さんの保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお聞きします。

《母親の状況について》 【父子家庭の場合は、記入は不要です】

問 12（1）. 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況をお聞きします。（☑は1つのみ）

<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	} ⇒ (1)-1 へ
<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	以前は就労していたが、現在は就労していない	} ⇒ 問 12（2）へ
<input type="checkbox"/>	これまで就労したことがない	

【（1）で「就労している」とお答えいただいた方にお聞きします。】

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。  
（□内に数字をご記入ください。）

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

※時間は 24 時間制（例：帰宅時刻   時）

(1)-1	就労日数・ 就労時間	1 週当たり	<input type="text"/>	日	/	1 日当たり	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間	
(1)-2	家を出る時刻・ 帰宅時刻	家を出る時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時	/	帰宅時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時

◀父親の状況について▶ 【母子家庭の場合は、記入は不要です】

問 12 (2). 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況をお聞きします。(☑は1つのみ)

<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない	} ⇒ (2)-1 へ
<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	以前は就労していたが、現在は就労していない	} ⇒ 問 14 へ
<input type="checkbox"/>	これまで就労したことがない	

【(2)で「就労している」とお答えいただいた方にお聞きします。】

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。  
(口内に数字をご記入ください。)

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

※時間は24時間制（例：帰宅時刻   時）

(2)-1	就労日数・ 就労時間	1週当たり	<input type="text"/>	日	/	1日当たり	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間	
(2)-2	家を出る時刻・ 帰宅時刻	家を出る時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時	/	帰宅時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時

【問12の(1)または(2)で「パート・アルバイトなどで就労している」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問13. フルタイムへの転換希望はありますか。(それぞれ☑は1つのみ)

母親	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある <input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない <input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望 <input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい
父親	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある <input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない <input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望 <input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

【問12の(1)または(2)で「就労していない」「就労したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問14. 就労したいという希望はありますか。

(①～③及び希望する就労形態はそれぞれ1つのみに☑し、該当する□内に数字をご記入ください。)

母親	<input type="checkbox"/> ① 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) <input type="checkbox"/> ② 1年より先、一番下の子どもが <input type="text"/> <input type="text"/> 歳になったところに就労したい <input type="checkbox"/> ③ すぐにも、もしくは1年以内に就労したい (希望する就労形態) <input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) <input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(1週当たり <input type="text"/> 日/1日当たり <input type="text"/> 時間)
父親	<input type="checkbox"/> ① 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) <input type="checkbox"/> ② 1年より先、一番下の子どもが <input type="text"/> <input type="text"/> 歳になったところに就労したい <input type="checkbox"/> ③ すぐにも、もしくは1年以内に就労したい (希望する就労形態) <input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) <input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(1週当たり <input type="text"/> 日/1日当たり <input type="text"/> 時間)



問 15-3. 現在、利用している教育・保育事業の実施場所はどちらですか。(☑は1つのみ)

小野町内

小野町以外の市町村

問 15-4. 平日に定期的に教育・保育事業を利用されている理由は何ですか。(☑はいくつでも)

子どもの教育や保育のため

子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している

子育て(教育を含む)をしている方が就労予定がある/求職中である

子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している

子育て(教育を含む)をしている方に病気や障害がある

子育て(教育を含む)をしている方が学生である

その他( )

**【問 15 で「利用していない」とお答えいただいた方にお聞きします。】**

問 15-5. 利用していない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに☑し、該当する口内に数字をご記入ください。)

利用する必要がない(子どもの教育や保育のため、子どもの母親が父親が就労していないなど)

子どもの祖父母や親戚の人がみている

近所の人や父母の友人・知人がみている

利用したいが、教育・保育事業に空きがない

利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない

利用したいが、延長・夜間などの時間帯の条件が合わない

利用したいが、事業の費や場所など、納得できる事業がない

子どもがまだ小さいため(   歳くらいになったら利用しようと考えている)

その他( )



## 5. お子さんの地域子育て支援事業の利用状況について

問 17. 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（（例）ママのリフレッシュ教室、親子ふれあい教室など、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用していますか。

（あてはまるものすべてに☑し、該当する口内におおよその利用回数（頻度）をご記入ください。）

地域子育て支援拠点事業（ママのリフレッシュ教室、親子ふれあい教室など、相談をする場）

1週当たり  回 もしくは 1ヶ月当たり  回程度

その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名： ）

1週当たり  回 もしくは 1ヶ月当たり  回程度

利用していない

問 18. 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。

（1つのみに☑し、該当する口内におおよその利用回数をご記入ください。）

利用していないが、今後利用したい

1週当たり  回 もしくは 1ヶ月当たり  回程度

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

1週当たり 更に  回 もしくは 1ヶ月当たり 更に  回程度

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問 19. 下記の事業で知っているものや、利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

（①～⑥の事業それぞれについて、該当するものをそれぞれ1つのみに☑してください。）

	知っている			知らない
	利用したことがある	今後利用したい	利用しない	
① ママのリフレッシュ教室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 親子ふれあい教室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 幼児のわくわくタイム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 笑顔のひろば	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ おのまち認定こども園内おひさまカフェ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ こども家庭センター（子育て支援課）での相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



## 7. お子さんの病気の際の対応(平日の教育・保育を利用する方のみ)について

【平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問15で「利用している」)とお答えいただいた方にお聞きします。】「利用していない方」は問23へ

問22. この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の教育・保育の事業が利用できなかったことはありますか。(☑は1つのみ)

あった ⇒問22-1へ  なかった ⇒問23へ

【問22で「あった」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問22-1. 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は次のどれですか。

(あてはまるものすべてに☑し、該当する口内に数字をご記入ください。)

※半日程度の利用も1日としてください。

「※印」がついている施設・サービスは、現在小野町にはありません。他の市町村で利用されている場合はお答えください。

1年間の対処方法【複数選択可】	日数(年間)	
<input type="checkbox"/> ① 母親が休んだ	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	⇒問22-2へ
<input type="checkbox"/> ② 父親が休んだ	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ③ (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	⇒問22-5へ
<input type="checkbox"/> ④ 母親又は父親のうち就労していない方が子どもをみた	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ⑤ 病児・病後児の保育を利用した	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ⑥ ベビーシッターを利用した	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ⑦ ファミリー・サポート・センター <sup>※</sup> を利用した (地域住民が子どもを預かる事業)	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ⑧ 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ⑨ その他 ( )	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	

【問22-1で「① 母親が休んだ」、「② 父親が休んだ」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問22-2. その際、「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」と思われましたか。(1つのみに☑し、該当する口内に日数をご記入ください。)

① できれば病児・病後児保育施設などを利用したい   日 ⇒問22-3へ

② 利用したいとは思わない ⇒問22-4へ

【問 22-2 で「① できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 22-3. 上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われるですか。(☑はいくつでも)

- 他の施設(例:幼稚園・保育所など)に併設した施設で子どもを保育する事業
- 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
- 地域住民などが子育て家庭などの身近な場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センターなど)
- その他( )

【問 22-2 で「② 利用したいとは思わない」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 22-4. そう思われる理由についてお答えください。(☑はいくつでも)

- 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安
- 地域の事業の質に不安がある
- 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない
- 利用料がかかる・高い
- 利用料が分からない
- 親が仕事を休んで対応する
- その他( )

【問 22-1 で「③~⑨」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 22-5. その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。問 22-1 の「③~⑨」の日数のうち、仕事を休んで看たかった日数についてもご記入ください。(1つのみに☑し、該当する□内に日数をご記入ください。)

- ① できれば仕事を休んで看たい ⇒ 年間   日 ⇒問 23 へ
- ② 休んで看ることは非常に難しい ⇒問 22-6 へ

【問 22-5 で「②休んで看ることは非常に難しい」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 22-6. そう思われる理由についてお答えください。(☑はいくつでも)

- 子どもの看護を理由に休みがとれない
- 自営業なので休めない
- 休暇日数が足りないので休めない
- その他( )

## 8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について

問 23. 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期に利用している事業はありますか。

(あてはまるものすべてに☑し、該当する□内に1年間のおおよその利用日数をご記入ください。)

「※印」がついている施設・サービスは、現在小野町にはありません。他の市町村で利用されている場合はお答えください。

利用している事業	日数(年間)	
<input type="checkbox"/> 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	□□ 日	⇒問 24 へ
<input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園(幼稚園型)の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	□□ 日	
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター※ (地域住民が子どもを預かる事業)	□□ 日	
<input type="checkbox"/> 夜間看護等事業：トワイライトステイ※ (児童養護施設などで休日・夜間、子どもを保護する事業)	□□ 日	
<input type="checkbox"/> ベビーシッター	□□ 日	
<input type="checkbox"/> その他( )	□□ 日	
<input type="checkbox"/> 利用していない ⇒問 23-1 へ		

【問 23 で「利用していない」とお答えいただいた方にお聞きます。】

問 23-1. 現在利用していない理由は何ですか。(☑はいくつでも)

<input type="checkbox"/> 特に利用する必要がない
<input type="checkbox"/> 利用したい事業が地域にない
<input type="checkbox"/> 地域の事業の質に不安がある
<input type="checkbox"/> 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない
<input type="checkbox"/> 利用料がかかる・高い
<input type="checkbox"/> 利用料が分からない
<input type="checkbox"/> 自分が事業の対象者になるのかどうか分からない
<input type="checkbox"/> 事業の利用方法(手続きなど)が分からない
<input type="checkbox"/> その他( )

問 24. 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労などの目的で、年間何日くらい事業を利用したいと思いますか。なお、事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

(①、②の☑は1つ、該当するア～エに☑し、該当する□内に利用したい日数とその合計をご記入ください。)

<input type="checkbox"/> ① 利用したい	年間計	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	⇒問 24-1 へ
<input type="checkbox"/> ア. 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事など)、リフレッシュ目的	年間	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院 など	年間	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ウ. 不定期の就労	年間	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> エ. その他( )	年間	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> ② 利用する必要はない ⇒問 25 へ			

【問 24 で「利用したい」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 24-1. 上記の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。(☑はいくつでも)

<input type="checkbox"/> 大規模施設で子どもを保育する事業(例:幼稚園・保育所など)
<input type="checkbox"/> 小規模施設で子どもを保育する事業(例:地域子育て支援拠点など)
<input type="checkbox"/> 地域住民などが子育て家庭などの近くの場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センターなど)
<input type="checkbox"/> その他( )





問 27. 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。「放課後児童クラブ・学童保育」の場合には、利用を希望する時間をご記入ください。（あてはまるものすべてに☑し、該当する口内に日数・時間をご記入ください。）※時間は24時間制（例：☐1☐7時頃まで）

希望する場所【複数選択可】	週当たりの希望日数【数字を記入】
<input type="checkbox"/> ① 自宅（保護者と過ごす）	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ② 祖父母宅や親戚宅、友人・知人宅	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ③ 習い事（ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど）	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ④ 放課後子ども教室※1	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑤ 放課後児童クラブ・学童保育	週 ☐ 日くらい ☐☐ 時まで
<input type="checkbox"/> ⑥ 日中一時支援事業・放課後デイサービスなど	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑦ ふるさと文化の館	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑧ 公園	週 ☐ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）	週 ☐ 日くらい

※1 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

【問 26 または問 27 で「⑤ 放課後児童クラブ・学童保育」とお答えいただいた方にお聞きます。】

問 28. 宛名のお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇時に、放課後児童クラブ・学童保育の利用希望はありますか。（それぞれ☑は1つ、利用したい場合は時間帯をご記入ください。）※時間は24時間制（例：☐0☐9時から☐1☐8時まで）

(1) 土曜日の利用希望【☑は1つ】	利用したい時間帯【数字を記入】
<input type="checkbox"/> 低学年（1～3年生）の間は利用したい <input type="checkbox"/> 高学年（4～6年生）になっても利用したい <input type="checkbox"/> 利用する必要はない	☐☐ 時から ☐☐ 時まで
(2) 日曜日・祝日の利用希望【☑は1つ】	利用したい時間帯【数字を記入】
<input type="checkbox"/> 低学年（1～3年生）の間は利用したい <input type="checkbox"/> 高学年（4～6年生）になっても利用したい <input type="checkbox"/> 利用する必要はない	☐☐ 時から ☐☐ 時まで
(3) 長期休暇時の利用希望【☑は1つ】	利用したい時間帯【数字を記入】
<input type="checkbox"/> 低学年（1～3年生）の間は利用したい <input type="checkbox"/> 高学年（4～6年生）になっても利用したい <input type="checkbox"/> 利用する必要はない	☐☐ 時から ☐☐ 時まで

## 10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

問 29. 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。(母親、父親それぞれ☑は1つ)  
また、取得していない方はその理由をお答えください。(☑はいくつでも)

(1) 母親 (☑は1つ)		(2) 父親 (☑は1つ)
<input type="checkbox"/> 働いていなかった	<input type="checkbox"/> 働いていなかった	<input type="checkbox"/> 働いていなかった
<input type="checkbox"/> 取得した(取得中である)	<input type="checkbox"/> 取得した(取得中である)	<input type="checkbox"/> 取得した(取得中である)
<input type="checkbox"/> 取得していない	<input type="checkbox"/> 取得していない	<input type="checkbox"/> 取得していない

母親	父親	取得していない理由 (☑はいくつでも)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仕事が忙しかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(産休後に) 仕事に早く復帰したかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仕事に戻るのが難しそうだった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	昇給・昇格などが遅れそうだった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	収入減となり、経済的に苦しくなる
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所などに預けることができた
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配偶者が育児休業制度を利用した
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度利用の必要がなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育てや家事に専念するため退職した
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	育児休業を取得できることを知らなかった
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 (母親: ) (父親: )

問 29-1. 子どもが原則1歳(保育所などにおける保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は2歳)になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。(☑は1つのみ)

<input type="checkbox"/> 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
<input type="checkbox"/> 育児休業給付のみ知っていた
<input type="checkbox"/> 保険料免除のみ知っていた
<input type="checkbox"/> 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

【問 29 で「取得した（取得中である）」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-2. 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（それぞれ☐は1つのみ）

(1) 母親	<input type="checkbox"/> 育児休業取得後、職場に復帰した <input type="checkbox"/> 現在も育児休業中である <input type="checkbox"/> 育児休業中に離職した
(2) 父親	<input type="checkbox"/> 育児休業取得後、職場に復帰した <input type="checkbox"/> 現在も育児休業中である <input type="checkbox"/> 育児休業中に離職した

【問 29-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-3. 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所などの入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。（それぞれ☐は1つのみ）

なお、年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」にあてはまります。

また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所などに入所できなかったという場合も「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」を選択してください。

(1) 母親	<input type="checkbox"/> 年度初めの入所に合わせたタイミングだった <input type="checkbox"/> それ以外だった
(2) 父親	<input type="checkbox"/> 年度初めの入所に合わせたタイミングだった <input type="checkbox"/> それ以外だった

【問 29-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-4. 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。

また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。（それぞれ☐内に実際と希望の復帰時期をご記入ください。）

(1) 母親	実際の復帰時期 ☐ 歳 ☐☐ か月	希望の復帰時期 ☐ 歳 ☐☐ か月
(2) 父親	実際の復帰時期 ☐ 歳 ☐☐ か月	希望の復帰時期 ☐ 歳 ☐☐ か月

【問 29-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-5. お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

(1) 母親	☐ 歳 ☐☐ か月
(2) 父親	☐ 歳 ☐☐ か月

【問 29-4 で実際の復帰と希望が異なる方にお聞きします。】

問 29-6. 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてお答えください。

(1) 希望より早く復帰した方 (それぞれ☑はいくつでも)	
①母親	<input type="checkbox"/> 希望する保育所などに入るため <input type="checkbox"/> 配偶者や家族の希望があったため <input type="checkbox"/> 経済的な理由で早く復帰する必要があるため <input type="checkbox"/> 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため <input type="checkbox"/> その他 ( )
②父親	<input type="checkbox"/> 希望する保育所などに入るため <input type="checkbox"/> 配偶者や家族の希望があったため <input type="checkbox"/> 経済的な理由で早く復帰する必要があるため <input type="checkbox"/> 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため <input type="checkbox"/> その他 ( )
(2) 希望より遅く復帰した方 (それぞれ☑はいくつでも)	
①母親	<input type="checkbox"/> 希望する保育所などに入れなかったため <input type="checkbox"/> 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため <input type="checkbox"/> 配偶者や家族の希望があったため <input type="checkbox"/> 職場の受入れ態勢が整っていなかったため <input type="checkbox"/> 子どもをみてくれる人がいなかったため <input type="checkbox"/> その他 ( )
②父親	<input type="checkbox"/> 希望する保育所などに入れなかったため <input type="checkbox"/> 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため <input type="checkbox"/> 配偶者や家族の希望があったため <input type="checkbox"/> 職場の受入れ態勢が整っていなかったため <input type="checkbox"/> 子どもをみてくれる人がいなかったため <input type="checkbox"/> その他 ( )

【問 29-2 で「育児休業取得後、職場に復帰した」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-7. 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

(それぞれ☑は1つのみ)

(1) 母親	<input type="checkbox"/> 利用した <input type="checkbox"/> 利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった) <input type="checkbox"/> 利用したかったが、利用できなかった
(2) 父親	<input type="checkbox"/> 利用した <input type="checkbox"/> 利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった) <input type="checkbox"/> 利用したかったが、利用できなかった

【問 29-7 で「利用したかったが、利用できなかった」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-8. 短時間勤務制度を利用できなかった理由をお答えください。

(それぞれ☑はいくつでも)

(1) 母親	<input type="checkbox"/> 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった <input type="checkbox"/> 仕事が忙しかった <input type="checkbox"/> 短時間勤務にすると給与が減額される <input type="checkbox"/> 短時間勤務にすると保育所などの入所申請の優先順位が下がる <input type="checkbox"/> 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した <input type="checkbox"/> 配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた <input type="checkbox"/> 子育てや家事に専念するため退職した <input type="checkbox"/> 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった) <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった <input type="checkbox"/> その他( )
(2) 父親	<input type="checkbox"/> 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった <input type="checkbox"/> 仕事が忙しかった <input type="checkbox"/> 短時間勤務にすると給与が減額される <input type="checkbox"/> 短時間勤務にすると保育所などの入所申請の優先順位が下がる <input type="checkbox"/> 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した <input type="checkbox"/> 配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた <input type="checkbox"/> 子育てや家事に専念するため退職した <input type="checkbox"/> 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった) <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった <input type="checkbox"/> その他( )

【問 29-2 で「現在も育児休業中である」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問 29-9. 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる保育の事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。(それぞれ☑は1つのみ)

(1) 母親	<input type="checkbox"/> 1歳になるまで育児休業を取得したい <input type="checkbox"/> 1歳になる前に復帰したい
(2) 父親	<input type="checkbox"/> 1歳になるまで育児休業を取得したい <input type="checkbox"/> 1歳になる前に復帰したい



### 3 調査票（小学生保護者）

#### 小野町子ども・子育て支援に関するニーズ調査ご協力のお願い 【小学生の保護者の方へ】

皆さまには、日頃より本町の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本町では、2015年度（平成27年度）からスタートした「子ども・子育て支援新制度」など国の施策等を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5ヵ年を計画期間とする「小野町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や子育て支援の充実に向けた諸施策を総合的に推進してきました。

今回、2025年度（令和7年度）からスタートする次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、趣意をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年7月

小野町長 村上 昭正

#### <ご記入にあたってのお願い>

※この調査は、小野町内にお住いの未就学児童並びに小学生のお子さんの保護者の方を対象に実施するものです。封筒の宛名のお子さんについてお答えください。

※アンケートには、お子さんの保護者の方が記入してください（無記名ですので、住所・氏名の記入の必要はありません）。

※黒または青のボールペン、もしくは黒い鉛筆ではっきりとご記入ください。

※選択肢に「（レ点(てん)）」をつけていただく場合と、数字をご記入いただく場合がございます。また、「その他」を選択した場合には、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

※設問によって「1つのみ」や「いくつでも」など、回答数を指定している場合は、指定の範囲内で「（レ点(てん)）」をつけてください。また、お答えいただく方が限られる場合がございます。注意書きや矢印に従ってお答えください。特に注意書きのない場合は次の設問へお進みください。

お手数ですが、7月17日（水）までに調査票を「同封の封筒」に入れて、学校の担任の先生へ提出してください。

お答えいただく上でご不明な点、調査に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

小野町役場 子育て支援課 電話:0247-72-2212(直通) FAX:0247-72-2313

電話受付時間:月~金(土・日・祝日除く) 午前8時30分~午後5時

E-Mail:kosodateshienka@town.ono.fukushima.jp

## 1. お子さんご家族の状況について

問1. 宛名のお子さんの現在の学年をお答えください。(☑は1つのみ)

- |                                |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 小学1年生 | <input type="checkbox"/> 小学2年生 | <input type="checkbox"/> 小学3年生 |
| <input type="checkbox"/> 小学4年生 | <input type="checkbox"/> 小学5年生 | <input type="checkbox"/> 小学6年生 |

問2. すべてのお子さん的人数をお答えください。(□内に数字をご記入ください。)

お子さん的人数  人

問3. この調査票にお答えいただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。(☑は1つのみ)

- |                             |                             |                                 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母親 | <input type="checkbox"/> 父親 | <input type="checkbox"/> その他( ) |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|

問4. お子さんと同居されている方(兄弟姉妹を除く)はどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。祖父、祖母については同居または近居(おおむね30分で行き来できる状況)の別でお答えください。(☑はいくつでも)

- |                                     |                                     |                                   |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母親、父親とも    | <input type="checkbox"/> 母親(ひとり親)   | <input type="checkbox"/> 父親(ひとり親) |
| <input type="checkbox"/> 母親(父親単身赴任) | <input type="checkbox"/> 父親(母親単身赴任) | <input type="checkbox"/> 祖父(同居)   |
| <input type="checkbox"/> 祖父(近居)     | <input type="checkbox"/> 祖母(同居)     | <input type="checkbox"/> 祖母(近居)   |
| <input type="checkbox"/> その他親族など    |                                     |                                   |

問5. 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。(☑は1つのみ)

- |                                   |                                  |                             |
|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母親、父親ともに | <input type="checkbox"/> 母親      | <input type="checkbox"/> 父親 |
| <input type="checkbox"/> 祖父母      | <input type="checkbox"/> その他親族など |                             |

## 2. お子さんの育ちをめぐる環境について

問6. 子育て支援事業に関する情報を何から得ていますか。(☑はいくつでも)

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 広報おのまち          | <input type="checkbox"/> 町公式ホームページ   |
| <input type="checkbox"/> 町公式 SNS (LINE)  | <input type="checkbox"/> おのまち健康カレンダー |
| <input type="checkbox"/> おのまち子育て応援ガイドブック | <input type="checkbox"/> 町の子育て関連担当窓口 |
| <input type="checkbox"/> その他( )          | <input type="checkbox"/> 特に得ていない     |

### 3. 保護者の就労状況について

宛名のお子さんの保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお聞きします。

《母親の状況について》 【父子家庭の場合は、記入は不要です】

問7（1）. 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況をお聞きします。（☑は1つのみ）

<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	} ⇒ (1)-1 へ
<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	以前は就労していたが、現在は就労していない	} ⇒ 問7（2）へ
<input type="checkbox"/>	これまで就労したことがない	

【(1)で「就労している」とお答えいただいた方にお聞きします。】

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。  
（□内に数字をご記入ください。）

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

※時間は24時間制（例：帰宅時刻 18時）

(1)-1	就労日数・ 就労時間	1週当たり	<input type="text"/>	日	/	1日当たり	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間	
(1)-2	家を出る時刻・ 帰宅時刻	家を出る時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時	/	帰宅時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時

《父親の状況について》 【母子家庭の場合は、記入は不要です】

問7（2）. 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況をお聞きします。（☑は1つのみ）

<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない	} ⇒ (2)-1 へ
<input type="checkbox"/>	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない	
<input type="checkbox"/>	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である	
<input type="checkbox"/>	以前は就労していたが、現在は就労していない	} ⇒ 問9へ
<input type="checkbox"/>	これまで就労したことがない	

【(2)で「就労している」とお答えいただいた方にお聞きします。】

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。  
(□内に数字をご記入ください。)

※就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※育児・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

※時間は24時間制(例:帰宅時刻 1 8 時)

(2)-1	就労日数・ 就労時間	1週当たり	□	日	/	1日当たり	□	□	時間	
(2)-2	家を出る時刻・ 帰宅時刻	家を出る時刻	□	□	時	/	帰宅時刻	□	□	時

【問7の(1)または(2)で「パート・アルバイトなどで就労している」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問8. フルタイムへの転換希望はありますか。(それぞれ☑は1つのみ)

母親	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
	<input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
	<input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい
父親	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
	<input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
	<input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

【問7の(1)または(2)で「就労していない」「就労したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問9. 就労したいという希望はありますか。

(①~③及び希望する就労形態はそれぞれ1つのみに☑し、該当する□内に数字をご記入ください。)

母親	<input type="checkbox"/> ① 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	
	<input type="checkbox"/> ② 1年より先、一番下の子どもが□□歳になったときに就労したい	
	<input type="checkbox"/> ③ すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	
	希望する 就労形態	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
		<input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(1週当たり□日/1日当たり□□時間)
父親	<input type="checkbox"/> ① 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	
	<input type="checkbox"/> ② 1年より先、一番下の子どもが□□歳になったときに就労したい	
	<input type="checkbox"/> ③ すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	
	希望する 就労形態	<input type="checkbox"/> フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
		<input type="checkbox"/> パート・アルバイトなど(1週当たり□日/1日当たり□□時間)

#### 4. 放課後の過ごし方について

問 10. 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間はどのような場所  
 過ごしていますか。「放課後児童クラブ・学童保育」の場合には、利用を希望する時  
 間もご記入ください。

（あてはまるものすべてに☑し、該当する□内に日数・時間をご記入ください。）

※時間は 24 時間制（例：□1 □7 時頃まで）

過ごしている場所【複数選択可】	週当たりの過ごしている日数【数字を記入】
<input type="checkbox"/> ① 自宅（保護者と過ごす）	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ② 祖父母宅や親戚宅、友人・知人宅	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ③ 習い事（ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど）	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ④ 放課後子ども教室※1	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑤ 放課後児童クラブ・学童保育	週 □□ 日くらい □□ 時 まで
<input type="checkbox"/> ⑥ 日中一時支援事業・放課後デイサービスなど	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑦ ふるさと文化の館	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑧ 公園	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）	週 □□ 日くらい

※1 「放課後子ども教室」・・・地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動  
 などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問 11. 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所  
 で過ごさせたいと思いますか。現在の学年に☑し、次の問いにお答えください。

- |  |                  |
|--|------------------|
| <input type="checkbox"/> 小学校低学年（1～3年生） | ⇒問 11-1、問 11-2 へ |
| <input type="checkbox"/> 小学校高学年（4～6年生） | ⇒問 11-2 へ        |

問 11-1. 小学校低学年（1～3年生）の時、過ごさせたいと思う場所をお答えください。  
 「放課後児童クラブ・学童保育」の場合には、利用を希望する時間もご記入ください。  
 （あてはまるものすべてに☑し、該当する□内に日数・時間をご記入ください。）  
 ※時間は24時間制（例：□1□7時頃まで）

希望する場所【複数選択可】	週当たりの希望日数【数字を記入】
<input type="checkbox"/> ① 自宅	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ② 祖父母宅や友人・知人宅	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ③ 習い事(ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど)	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ④ 放課後子ども教室※1	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑤ 放課後児童クラブ・学童保育	週 □□ 日くらい □□ 時まで
<input type="checkbox"/> ⑥ 日中一時支援事業・放課後デイサービスなど	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑦ ふるさと文化の館	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑧ 公園	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）	週 □□ 日くらい

問 11-2. 小学校高学年（4～6年生）の時、過ごさせたいと思う場所をお答えください。  
 「放課後児童クラブ・学童保育」の場合には、利用を希望する時間もご記入ください。  
 （あてはまるものすべてに☑し、該当する□内に日数・時間をご記入ください。）  
 ※時間は24時間制（例：□1□7時頃まで）

希望する場所【複数選択可】	週当たりの希望日数【数字を記入】
<input type="checkbox"/> ① 自宅	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ② 祖父母宅や友人・知人宅	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ③ 習い事(ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど)	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ④ 放課後子ども教室※1	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑤ 放課後児童クラブ・学童保育	週 □□ 日くらい □□ 時まで
<input type="checkbox"/> ⑥ 日中一時支援事業・放課後デイサービスなど	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑦ ふるさと文化の館	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑧ 公園	週 □□ 日くらい
<input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）	週 □□ 日くらい

※1 「放課後子ども教室」…地域の力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

【問11-1または問11-2で「⑤ 放課後児童クラブ・学童保育」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問12. 宛名のお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇時に、放課後児童クラブ・学童保育の利用希望はありますか。(それぞれ☑は1つ、利用したい場合は時間帯をご記入ください。)※時間は24時間制(例: 09時から18時まで)

(1) 土曜日の利用希望【☑は1つ】	利用したい時間帯【数字を記入】
<input type="checkbox"/> 低学年(1~3年生)の間は利用したい <input type="checkbox"/> 高学年(4~6年生)になっても利用したい <input type="checkbox"/> 利用する必要はない	<input type="text"/> 時から <input type="text"/> 時まで
(2) 日曜日・祝日の利用希望【☑は1つ】	利用したい時間帯【数字を記入】
<input type="checkbox"/> 低学年(1~3年生)の間は利用したい <input type="checkbox"/> 高学年(4~6年生)になっても利用したい <input type="checkbox"/> 利用する必要はない	<input type="text"/> 時から <input type="text"/> 時まで
(3) 長期休暇時の利用希望【☑は1つ】	利用したい時間帯【数字を記入】
<input type="checkbox"/> 低学年(1~3年生)の間は利用したい <input type="checkbox"/> 高学年(4~6年生)になっても利用したい <input type="checkbox"/> 利用する必要はない	<input type="text"/> 時から <input type="text"/> 時まで

## 5. 子どもの居場所づくり事業について

問13. 町では「子どもの居場所づくり事業(※第三の居場所づくり)」を進めており、学習支援や希望者への夕食提供を検討していますが、新たな施設(児童館)で実施する場合に利用希望はありますか。(☑は1つのみ)

※「第三の居場所」とは、子どもたちが孤立しやすい放課後の時間に、家庭や学校以外で、信頼できる大人や友だちと安心して過ごせる場所のことです。

※費用負担想定: 夕食代(希望者のみ)、保険代(全員)

参考: 学校給食費(小学校1食310円・中学校1食350円)

保険代(子ども教室800円・児童クラブ1,620円)

※時間は24時間制(例: 20時30分まで)

<input type="checkbox"/> 利用したい	⇒ 週 <input type="text"/> 程度 ( <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで)
<input type="checkbox"/> 利用する必要はない	

【問13で「利用したい」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問14. 土曜日も開所した場合、利用希望はありますか。(☑は1つのみ)

※時間は24時間制(例: 09時から18時まで)

<input type="checkbox"/> 利用したい	⇒ ( <input type="text"/> 時 ~ <input type="text"/> 時まで)
<input type="checkbox"/> 利用する必要はない	

【問13で「利用したい」とお答えいただいた方にお聞きします。】

問15. 保護者もお子さんと一緒に夕食の提供を受けられる場合、利用希望はありますか。(☑は1つのみ)

※時間は24時間制(例: 20時30分まで)

<input type="checkbox"/> 利用したい	⇒ 週 <input type="text"/> 程度 ( <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで)
<input type="checkbox"/> 利用する必要はない	

